日野市障害福祉ガイド

令和8年度版

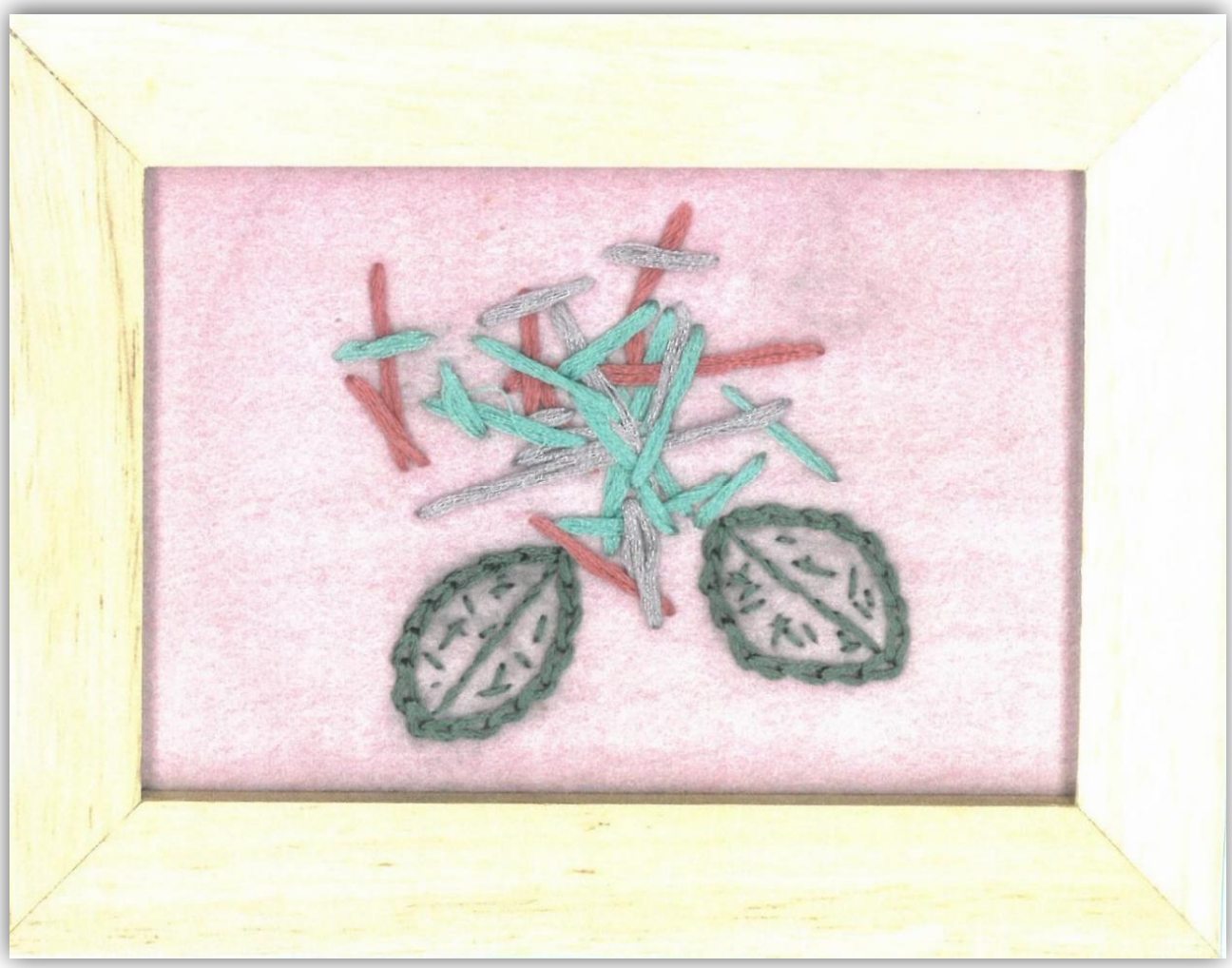

日野市

障害福祉ガイドのご利用にあたって

この障害福祉ガイドは、障害のある方のための相談窓口や福祉施策の概要、利用の仕方等を紹介しているものです。概ね令和8年4月1日現在の内容で作成しています。
発行後、内容が予告なく変更となることもありますので、あらかじめご了承ください。
また、受給資格、手続き方法等の詳しい内容については、各問合せ先へご確認ください。

知りたい情報の探し方

① 目次を利用する（2～8ページ）
　各情報のタイトルから探すことができます。
② 事業別対象者早見表を利用する（106～108ページ）
　主に、障害者手帳の種別や等級により受給資格が異なる事業やサービスがまとめて確認できます。
③ 索引を利用する（110～115ページ）
　50音別の索引から各事業の事業名と本文の掲載ページを探すことができます。

本文中にある（身）（知）（精）（難）マークについて

（身）・・・身体障害者が対象　　（知）・・・知的障害者が対象
（精）・・・精神障害者が対象　　（難）・・・難病患者が対象
このマークは、対象になる障害等を表す目安となるものです。
内容によって障害種別・等級などの要件がありますので、本文も必ずご覧ください。

障害福祉ガイドの点字版・音声版（デイジー版）について

障害福祉ガイドの点字版・音声版（デイジー版）をご希望の方に貸出し・配布します。
※点字版・音声版（デイジー版）の発行には時間がかかる場合があります。
【問 合 せ】 日野市障害福祉課
［電　　話］042－514－8489

目次

～障害福祉ガイドのご利用にあたって～

知りたい情報の探し方 P 1
本文にある(身)(知)(精)(難)マークについて P 1
障害福祉ガイドの点字版・音声版(デイジー版)について P 1

1 相談窓口

◎総合窓口

日野市障害福祉課 P 9
日野市相談支援事業の窓口 P 9
東京都福祉局 P10
東京都保健医療局 P10
東京都心身障害者福祉センター P10

◎心の健康相談

東京都南多摩保健所 P11
東京都立多摩総合精神保健福祉センター P11
東京都発達障害者支援センターおとな TOSCA P11
東京都発達障害者支援センターこども TOSCA P12

◎難病の方の相談

東京都難病相談・支援センター P12
東京都多摩難病相談・支援室 P12
東京都難病ピア相談室 P13

◎子どもの相談

子どもなんでも相談 P13
日野市子ども家庭支援センター P13
日野市発達・教育支援センター(エール) P14
東京都福祉局八王子児童相談所 P14

◎その他窓口

日野市健康課 P14
日野市高次脳機能障害者支援センター「つくし」 P15
南多摩高次脳機能障害者支援センター P15
身体障害関連団体 P15
身体障害者相談員・知的障害者相談員 P16
聴力障害者情報文化センター(相談事業) P16
手をつなぐあんしん相談 P16
東京都保健医療情報センター「ひまわり」 P16
日野市社会福祉協議会 P17
権利擁護センター日野 P17

障害を理由とする差別に関する相談窓口 P17
福祉オンブズパーソン P18
子どもオンブズパーソン P18
民生委員・児童委員 P18
ヤングケアラー支援 P19

2 手帳（てちょう）

身体障害者手帳 P20
愛の手帳（東京都療育手帳） P20
精神障害者保健福祉手帳 P21
デジタル障害者手帳アプリ（ミライロ ID） P21

3 障害者総合支援法等（しょうがいしゃそうごうしえんほうとう）

障害福祉サービス等の体系 P22
障害福祉サービス P23
サービスを利用するための手続きの流れ（障害者の場合） P25
障害児通所支援 P26
障害児入所支援 P26
サービスを利用するための手続きの流れ（障害児の場合） P27
利用者負担（障害福祉サービス・障害児通所支援） P28
相談支援事業 P28
介護保険制度と障害福祉制度について P29
サービス事業所の検索について P29
その他サービス P29
障害者総合支援法の対象となる難病 P30

4 日常生活の支援（にちじょうせいかつ　しえん）

◎補装具等（ほそうぐとう）

補装具費の支給 P31
中等度難聴児補聴器購入費助成 P31
日常生活用具費の助成 P32

◎各種（かくしゅ）サービス

地域活動支援センター P42
日中一時支援 P42
訪問入浴サービス P42
心身障害者（児）一時保護事業（在宅） P43
在宅重症心身障害児（者）訪問事業 P43
東京都重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業 P43
生活福祉資金の貸付 P44
地域福祉権利擁護事業 P44
成年後見制度利用促進事業 P45

コミュニケーション支援 P45
図書館の読み書きに関するサービス P46
点字図書製作・貸し出し P46
希望点字図書製作 P46
声の図書製作・貸し出し P47
希望声の図書館 P47
視覚障害者用図書レファレンスサービス P47
点字図書購入費の助成 P48
点字録音刊行物作成配布 P48
広報ひの（点字版・デイジー版） P48
広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版） P48
都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版） P48
聴覚障害者向け映像ライブラリー事業 P48
点字による即時情報ネットワーク P49
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス P49
福祉電話 P49
FAXの貸与及び使用料の一部助成 P50
車椅子の貸出し P50
コミュニケーション機器の貸出し P50
NTT ファックス104 P51
電話リレーサービス P51
ヨメテル P51

◎住宅（じゅうたく）

都営住宅の入居 P52
都営住宅使用料の特別減額 P52
住宅設備改善費の給付 P53
住宅ストック改修に関する補助金 P54
日野市障害者グループホーム家賃助成 P54
民間賃貸住宅への入居相談窓口（あんしん住まいる日野） P54

◎緊急・安全（きんきゅう・あんぜん）

重度心身障害者等緊急通報システム P55
心身障害者（児）一時保護事業（施設） P55
在宅人工呼吸器用自家発電装置購入費助成事業 P55
在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業 P56
避難行動要支援者情報提供確認 P56
日野市防災ガイドブックの配布 P56
自動車事故被害者への援護制度 P57

5 手当・年金（てあて・ねんきん）

◎手当（てあて）

特別児童扶養手当 P58

特別障害者手当 P58
障害児福祉手当 P59
重度心身障害者手当 P59
日野市心身障害者(児)福祉手当 P60
児童扶養手当(国制度) P60
児童育成手当(育成手当)(都制度) P61
児童育成手当(障害手当)(都制度) P61

◎年金(ねんきん)

国民年金障害基礎年金 P61

◎その他(た)

心身障害者扶養共済制度 P62
ちょこっと共済(東京都市町村民交通災害共済) P62

6 医療費(いりょうひ)の助成(じょせい)

自立支援医療(更生医療) P63
自立支援医療(育成医療) P63
自立支援医療(精神通院医療) P64
小児精神障害者入院医療費助成 P64
心身障害者医療費の助成(マル障) P65
後期高齢者医療制度 P65
難病医療費助成 P66
特殊医療費助成 P66
小児慢性特定疾病医療費助成 P67
B 型・C 型ウイルス肝炎治療医療費助成 P67
肝がん・重度肝硬変医療費助成 P68

7 社会参加(しゃかいさんか)

◎交通(こうつう)

JR・私鉄運賃 P69
多摩都市モノレール P69
民営バス P70
航空・旅客船・フェリー P70
都営交通(電車・バス・地下鉄) P70
タクシー P70
日野市福祉タクシー利用券 P70
日野市自動車ガソリン給油券 P71
有料道路通行料金割引 P71
福祉有償運送 P71

◎自動車(じどうしゃ)

自動車運転免許取得費の助成 P72
自動車改造費の助成 P72

駐車禁止規制の適用除外 P73

◎外出支援

移動支援 P74

盲ろう者通訳・介助者派遣 P74

身体障害者補助犬の給付 P74

◎スポーツ・文化・余暇・学習

東京都障害者スポーツ大会 P75

東京都障害者休養ホーム P75

日野市障害者訪問学級 P75

日野市内公共施設の使用料（入館料）免除 P76

新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣の入館料免除 P76

都立公園等の無料入場 P77

都立公園駐車場の無料利用 P77

都立文化施設の無料入場 P77

海上公園等の無料入場 P77

公共駐車場の割引 P77

粗大ごみふれあい収集 P78

投票に係る支援 P78

8 講習

◎聴覚障害者対象

東京都読話講習会 P80

中途失聴者・難聴者手話講習会 P80

◎視覚障害者対象

視覚障害者のための家庭生活訓練など P80

◎音声・言語障害者対象

喉頭摘出者発声訓練 P80

◎その他

オストメイト社会適応訓練 P81

重度身体障害者在宅パソコン講習 P81

9 税金の軽減・各種割引

◎税金

住民税における障害者控除 P82

住民税の非課税 P82

所得税控除、贈与税の非課税、相続税の減額 P82

利子等の非課税 P83

自動車税（環境性能割・種別割）の減免 P83

軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免 P84

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置 P84

個人事業税の減免 P85

◎各種割引

放送受信料の減免 P85
郵便料金等の障害者向けサービス P86
通常はがき（青い鳥はがき）の無料配布 P86
ふれあい案内（電話番号案内免除措置） P86
市営駐輪場の減免 P87

10 就労支援

日野市障害者就労支援センターくらしごと P88
日野市障害者能力開発チャレンジ支援事業「わーくあっぷ」 P88
東京障害者職業センター多摩支所 P88
東京障害者職業能力開発校 P89
公益財団法人東京しごと財団 P89

11 子ども

◎保育

認可・認可外保育施設 P91
一時保育 P91
一時預かり事業（どれみ） P91
学童クラブ入所に関すること P92

◎発達支援

未就学児への支援 P92

◎教育

特別支援教育に関すること（就学相談・転学相談など） P92
特別支援教育就学奨励費 P93

◎医療

医療的ケア児への支援 P93
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 P94

◎その他

日野市少年学級 P94
日野市青年・成人学級 P94
日野市障害者訪問学級 P94
子育てひろば P95
子育てサークル「ぞうさんの会」 P95
その他対象となる制度等 P95

12 施設等案内

点字図書館 P96
盲人ホーム P97

聴力障害者情報文化センター（文化教養講座） P97
国立障害者リハビリテーションセンター P97
障害者スポーツセンター P98
全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） P99
東京都立心身障害者口腔保健センター P99
東京都障害者福祉会館 P99
豊田駅北口ショップ「わーく・わーく」 P100

13 その他（た）

障害者に関するシンボルマーク P101
デジタル障害者手帳アプリ（ミライロ ID） P104
事業別対象者早見表 P106
索引 P110

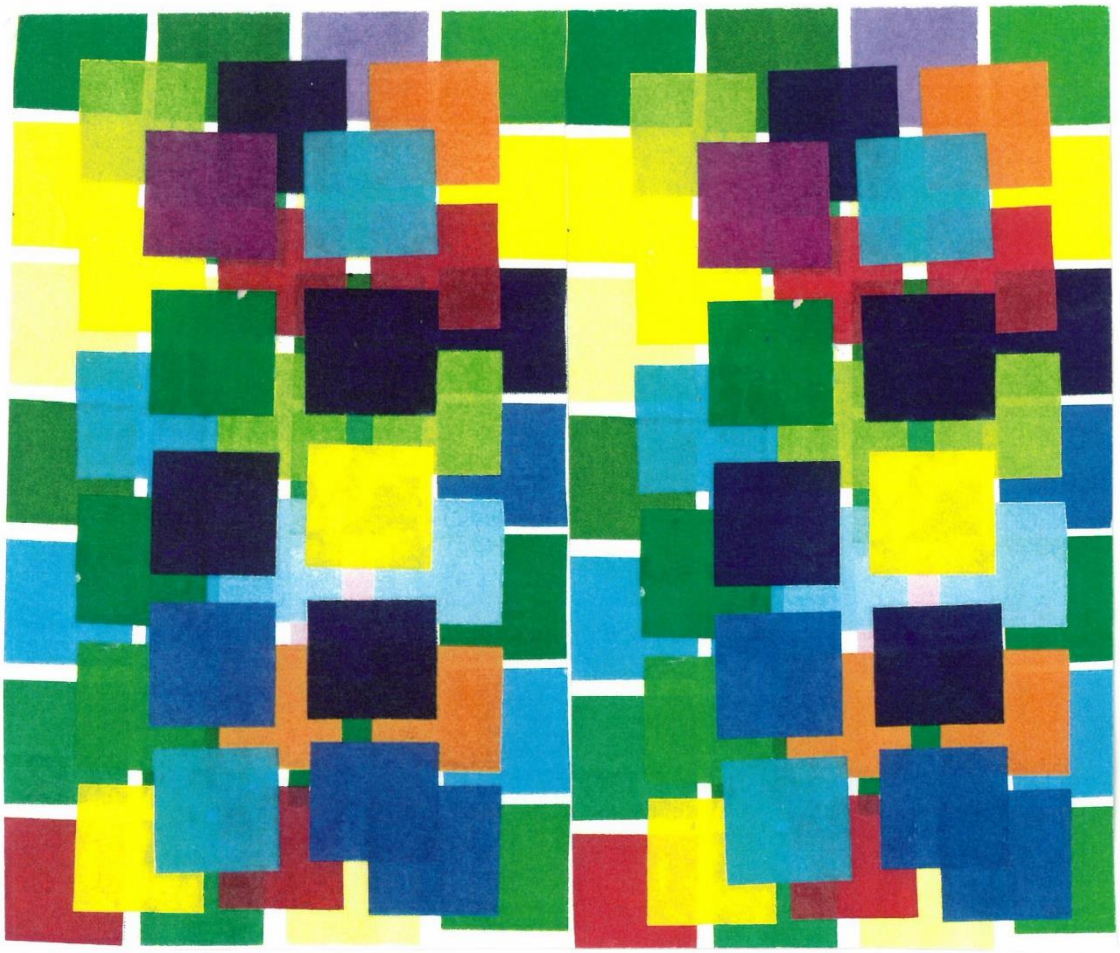

1　相談窓口（そうだんまどぐち）

◎総合窓口（そうごうまどぐち）

日野市障害福祉課（ひのししょうがいふくしか）　（身）（知）（精）（難）

障害者福祉についての総合窓口です。手帳の交付や手当の給付、障害福祉サービスの給付など、身体・知的・精神障害のある方や難病にり患されている方への各福祉制度の申請受付や相談を行っています。

【問 合 せ】日野市障害福祉課

［所 在 地］東京都日野市神明1－12－1
［電　　話］042－514－8489（援護係）
　　042－514－8485（福祉係）
　　042－514－8991（差別解消推進係）
［F　A　X］042－583－0294
［E メール］syogaif@city.hino.lg.jp
［受付時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

日野市相談支援事業の窓口（ひのしそうだんしえんじぎょうのまどぐち）　（身）（知）（精）

障害のある方やご家族の相談窓口です。日野市では、障害福祉課以外に下記事業所でも相談することができます。日常生活での様々な困りごとの相談や、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

※ご利用の際は、各事業所へ事前にお問合せください。

【問 合 せ】

○社会福祉法人おおぞら　やまばと

［所 在 地］東京都日野市旭が丘2－42－5
［電　　話］042－582－3400
［F　A　X］042－582－3302
［受付時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

○東京都社会福祉事業団　ここななお（知的）

［所 在 地］東京都日野市多摩平2－5－1クレヴィア豊田多摩平の森RESIDENCE内サウスレジデンス1階
　　（にこわーく（日野市障害者・生活就労支援センター）内）
［電　　話］042－843－1088
［F　A　X］042－514－8414
［受付時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

○（令和８年９月末まで）社会福祉法人日野市民たんぽぽの会　地域生活支援センターゆうき（主に精神）

［所 在 地］東京都日野市日野本町 2－5－33 くつろぎハイツ1階
［電　　話］042－591－6321
［F　A　X］042－587－4869
［受付時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時30分
※令和８年９月末に事業終了のため、令和８年10月以降は利用できません。

とうきょうとふくしきょく
東京都福祉局

すべての都民が地域の中で安心して暮らせるよう、出産・子育てから高齢期まで、ライフステージ全般にわたる様々なニーズに対応し、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。子供と子育て家庭への支援、障害者や高齢者への支援、生活保護やホームレス対策、福祉のまちづくりの推進などの施策を実施しているほか、社会福祉施設等に対する指導検査にも取り組んでいます。

【問 合 せ】 東京都福祉局
［所 在 地］ 東京都新宿区西新宿2－8－1
［電　　話］ 03－5321－1111（代表）
［F　A　X］ 03－5388－1401

東京都福祉局ホームページ
［U　R　L］ https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/

とうきょうとほけんいりょうきょく
東京都保健医療局

質の高い医療サービスの提供と、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現を目指すとともに、東京の総力を挙げて、多様化する健康危機から都民を守る施策を推進しています。
健康づくりの推進、難病対策、医療提供体制の整備、医療機関等に対する指導・監査、地方独立行政法人東京都立病院機構の運営支援、食品・医薬品の監視指導、環境保健対策、感染症対策などの施策に取り組んでいます。

【問 合 せ】 東京都保健医療局
［所 在 地］ 東京都新宿区西新宿2－8－1
［電　　話］ 03－5321－1111（代表）
［F　A　X］ 03－5388－1400

東京都保健医療局ホームページ
［U　R　L］ https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/

とうきょうとしんしんしょうがいしゃふくし
東京都心身障害者福祉センター

「身体障害者手帳」の交付、18歳以上の「愛の手帳」の判定・交付、補装具等の判定・助言・出張判定、障害者支援に関する情報提供・研修の実施、高次脳機能障害に関する相談・支援等を行っており、都内に住む心身に障害のある方の生活、就労、医療など様々な問題の相談に応じ、地域の関係機関などと協力して障害者の自立生活を支援します。

【問 合 せ】
〇東京都心身障害者福祉センター本所
［所 在 地］ 東京都新宿区神楽河岸1－1　東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階
［電　　話］ 03－3235－2946（代表）
03-3235-2961　愛の手帳判定予約（18 歳以上）
03－3235－2955　※高次脳機能障害専用電話相談　午後4時まで
（電話での相談が難しい場合はFAX 03－3235－2957 まで）
［F　A　X］ 03－3235－2968

［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

東京都福祉局東京都心身障害者福祉センターホームページ
［U R L］ https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho

○東京都心身障害者福祉センター多摩支所
［所 在 地］ 東京都国立市富士見台2－1－1
［電　　話］ 042－573－3311
［F A X］ 042－576－5295
［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

◎心の健康相談（こころ けんこうそうだん）

東京都南多摩保健所（とうきょうとみなみたまほけんじょ） （身）（知）（精）（難）

日野市・多摩市・稲城市を所管区域としている保健所です。精神保健、難病、重症心身障害児（者）・医療的ケア児等の患者・家族に対して、保健師による相談や関係機関との連携による療養支援を行っています。精神保健に関しては、依存症や思春期等の専門相談も行っています。

【問 合 せ】 東京都南多摩保健所
［所 在 地］ 東京都多摩市永山2－1－5
［電　　話］ 042－371－7661
［F A X］ 042－375－6697
［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

東京都立多摩総合精神保健福祉センター（とうきょうとりつたまそうごうせいしんほけんふくし） （精）

こころの健康、こころの病気に関する専門的相談を関係機関と協力しながら行います。こころの電話相談では、多摩地域（23 区・島しょ以外）在住でこころの問題でお悩みの方の相談を受けています。個別相談や家族教室、その他に依存症や思春期、青年期の専門相談も行っています。

【問 合 せ】 東京都立多摩総合精神保健福祉センター
［所 在 地］ 東京都多摩市中沢2－1－3
［代表電話］ 042－376－1111
［相談電話］ 042－371－5560（こころの電話相談）
［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

東京都立多摩総合精神保健福祉センターホームページ
［U R L］ https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/tamasou

東京都発達障害者支援センターおとなTOSCA（とうきょうとはったつしょうがいしゃしえん）

東京都在住・在勤で18歳以上の発達障害（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。原則電話での相談としています。

【問 合 せ】東京都発達障害者支援センターおとなTOSCA
［所 在 地］東京都新宿区弁天町91番地
［電　　話］03－5579－8207

東京都発達障害者支援センターおとなTOSCAホームページ
［U　R　L］http://otona-tosca.org

東京都発達障害者支援センターこどもTOSCA（とうきょうとはったつしょうがいしゃしえん）

東京都在住で18歳未満の発達障害（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関する様々な相談をお受けしています。

【問 合 せ】東京都発達障害者支援センターこどもTOSCA
［所 在 地］東京都世田谷区船橋1－30－9
［電　　話］03－6413－0231
［E メール］tosca@kisenfukushi.com

東京都発達障害者支援センターこどもTOSCAホームページ
［U　R　L］http://www.tosca-net.com

◎難病の方の相談（なんびょう　かた　そうだん）

東京都難病相談・支援センター（とうきょうとなんびょうそうだん　しえん）　（難）

地域で生活する難病患者さんの日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者さんの療養生活を支援しています。

【問 合 せ】東京都難病相談・支援センター
［所 在 地］東京都文京区本郷1－1－19　元町ウェルネスパーク西館1階
［電　　話］03－5802－1892
［開所時間］月曜日～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く）　午前10時～午後5時
※相談の対応終了時刻は午後5時30分まで

東京都多摩難病相談・支援室（とうきょうとたまなんびょうそうだん　しえんしつ）　（難）

地域で生活する難病患者さんの日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者さんの療養生活を支援しています。

【問 合 せ】東京都多摩難病相談・支援室
［所 在 地］東京都府中市武蔵台2－6－1　都立神経病院2階
［電　　話］042－323－5880
［開所時間］月曜日～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く）　午前10時～午後5時
※相談の受付は午後4時まで

東京都難病ピア相談室（難）

日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員（難病患者・家族）が対応します。

【問 合 せ】 東京都難病ピア相談室

［所 在 地］ 東京都渋谷区広尾 5－7－1 東京都広尾庁舎1階

［電　　話］ 03－3446－0220（相談専用）

03－3446－1144（予約・問合せ専用）

［開所時間］ 月曜日～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く） 午前10時～午後5時

※相談の受付は午後4時まで

◎子どもの相談

子どもなんでも相談

子ども及びその保護者や関係者の子どもに関するあらゆるご相談をお受けいたします。

【対　　象】 妊産婦、子育て中の保護者、児童（0歳から概ね20歳）等

【相談内容】 家族関係、友だち関係、学校関係、育児やしつけなど、子どもに関するあらゆる相談

【相談日時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時～午後5時

※木曜日のみ午前9時～午後7時

【相談方法】 来所、電話やメール、訪問など

【問 合 せ】 みらいく 子どもなんでも相談担当

［所 在 地］ 東京都日野市神明1－13－2 子ども包括支援センターみらいく2階

［電　　話］ 042－506－2899

［E メール］ miraiku@city.hino.lg.jp

日野市子ども家庭支援センター

○日野市子ども家庭支援センター 地域支援係・相談援護係

妊産婦の方や0歳から18歳までの子どもに関する相談、子育ての悩みや不安、家庭の問題の相談など、電話や面談でお受けしています。「子どもと家庭に関する総合的な相談窓口」としてご利用・ご相談ください。

【問 合 せ】 日野市子ども家庭支援センター 地域支援係・相談援護係

［所 在 地］ 東京都日野市神明1－13－2 子ども包括支援センターみらいく2階

［電　　話］ 042－506－2152

［F A X］ 042－586－1855

［虐待相談］ 042－506－2153

［開所時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時45分

○日野市子ども家庭支援センター 母子保健係

妊娠や出産、乳幼児の子育てに関する様々な事業や相談を通して、保健師などの専門職がサポートします。相談内容に応じて必要な情報やサービス、相談窓口をご紹介し、必要に応じて子育て支援機関や医療機関などの関係機関と連携し支援します。

【問 合 せ】 日野市子ども家庭支援センター 母子保健係

［所 在 地］ 東京都日野市神明1－13－2 子ども包括支援センターみらいく2階

［電　　話］042－843－3663
［F　A　X］042－586－1855
［受付時間］月曜日～金曜日　午前8時30分～午後5時
土曜日　午前8時30分～午後4時30分
※土曜日は予約制（妊娠届の受付及び母子健康手帳交付窓口のみ）
※祝日、年末年始を除く

日野市発達・教育支援センター（エール）

0歳から18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもや、保護者への総合的な相談・支援窓口です。

【問 合 せ】日野市発達・教育支援センター（エール）
［所 在 地］東京都日野市旭が丘2－42－8
［電　　話］042－589－8877
［F　A　X］042－514－8740
［E メール］hattatsu@city.hino.lg.jp
［受付時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前9時～午後6時
第4日曜日　午前9時～午後5時　※初回相談、心理相談のみの対応となります。

東京都福祉局八王子児童相談所

原則 18 歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

【問 合 せ】東京都八王子児童相談所
［所 在 地］東京都八王子市台町3－17－30
［電　　話］042－624－1141
［F　A　X］042-624-3865
［E メール］S1143601@section.metro.tokyo.jp
［受付時間］月曜日～金曜日　午前 9 時～午後5時

◎その他窓口

日野市健康課

大気汚染医療費助成、健康や保健に関するサービスの相談・援護窓口です。

【問 合 せ】日野市健康課
［所 在 地］東京都日野市日野本町1－6－2（生活・保健センター内）
［電　　話］042－581－4111
［受付時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前8時30分～午後5時

日野市高次脳機能障害者支援センター「つくし」

高次脳機能障害者（児）及びその家族等への相談・支援窓口です。

【問 合 せ】 日野市高次脳機能障害者支援センター「つくし」

［所 在 地］ 東京都日野市多摩平3－5－21（居宅介護支援事業所かりん内）

［電　　話］ 070－1316－8800

［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

南多摩高次脳機能障害者支援センター

南多摩地域（八王子・町田・日野・多摩・稲城）の高次脳機能障害者（児）や家族、及び支援者をフォローするための相談窓口です。

【問 合 せ】 南多摩高次脳機能障害者支援センター

［所 在 地］ 東京都八王子市椚田町583－15（医療法人社団永生会　高次脳機能障害支援事業推進室）

［電　　話］ 042－666－5882

［F　A　X］ 042－666－5881

［受付時間］ 月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

南多摩高次脳機能障害者支援センターホームページ

［U　R　L］ http://www.m-kojino.com

身体障害関連団体 （身）

市内で身体障害に関する活動をしている団体があります。

【問 合 せ】

〇日野市障害者関係団体連絡協議会（日障連） ※事務局

［所 在 地］ 東京都日野市程久保3－10－27

［電　　話］ 042－592－1517

〇関係団体

① 日野市聴覚障害者協会

［所 在 地］ 東京都日野市程久保8－19－9

［F　A　X］ 042－593－5275

② 日野市視覚障害者協会

［所 在 地］ 東京都日野市多摩平1－3－12一ノ瀬ビル205

［電　　話］ 042－582－3555

③ 日野失語症者交流会すずめ

［所 在 地］ 東京都日野市豊田3－16－7

［電　　話］ 042－583－2714

④ 自立生活センター日野

［所 在 地］ 東京都日野市高幡2－9ウィステリアガーデン1F

［電　　話］ 042－594－7401

⑤ 東京光の家

［所 在 地］ 東京都日野市旭が丘1－17－17

［電　　話］ 042－581－2340

身体障害者相談員・知的障害者相談員 （身）（知）

身体障害、知的障害のある方やその家族等の相談に応じるため相談員が配置されています。

【問 合 せ】

〇身体障害者相談員

① 髙島 亮樹（視覚）

［電　　話］080－1092－3473

［E メール］gaina@hari-seitai.com

② 堀場 照美（聴覚）

［F A X］042－584－6693

③ 鮫島 京子（内部）

［電　　話］090－5303－4299

〇知的障害者相談員

① 冨張 理子（知的）

［電　　話］090－5424－1785

② 中野 明美（知的）

［電　　話］042－592－3136

聴力障害者情報文化センター（相談事業）

聞こえに関すること、補聴器などの福祉機器に関すること、生活の困りごとなどの相談を来所、メール、FAX、電話、オンライン等でお受けしています。

【対 象 者】 都内に在住、在勤、在学の聞こえない、聞こえづらい方とその家族・関係者等

【利 用 料】 無料（来所・オンライン相談は原則予約が必要です）

【問 合 せ】 聴力障害者情報文化センター

［所 在 地］東京都目黒区五本木1－8－3

［電　　話］03－6833－5004

［F A X］03－6833－5005

［E メール］soudan@jyoubun-center.or.jp

手をつなぐあんしん相談

知的障害のある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

【問 合 せ】 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会　多摩地域生活支援センター

［電　　話］042-528-6445

［受付時間］月曜日～木曜日　午前10時～午後5時

東京都保健医療情報センター「ひまわり」

〇24 時間医療機関案内

お問い合わせ時間に診察を行っている近くの医療機関をご案内します。

（コンピュータによる自動応答サービス）

〇保健医療福祉相談

保健医療福祉に関する問い合わせに相談員が応じます。面談相談（要予約）も行っています。

【問 合 せ】 東京都保健医療情報センター「ひまわり」

［電　　話］ 03－5272－0303

［聴覚障害者用 FAX］ 03－5285－8080

［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後8時

日野市社会福祉協議会（ひのししゃかいふくしきょうぎかい）

地域福祉の推進を行うため、さまざまな社会福祉に関する事業を企画・実施し、地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。また、地域のさまざまな個人・団体と連携して「福祉のまちづくり」に向けて活動しています。

【問 合 せ】

〇社会福祉法人日野市社会福祉協議会　日野事務所

［所 在 地］ 東京都日野市多摩平 2-8-9 日野市立福祉支援センターたまだいら内

［電　　話］ 042－582－2319

［F　A　X］ 042－583－9205

［E メール］ info@hinosuke.org

〇社会福祉法人日野市社会福祉協議会　高幡事務所

［所 在 地］ 東京都日野市高幡1011　日野市立福祉支援センターたかはた2階

［電　　話］ 042－591－1561

［F　A　X］ 042－591－1573

権利擁護センター日野（けんりようごひの）

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる「地域共生社会」の実現のため、権利擁護体制を推進しています。

【問 合 せ】 日野市社会福祉協議会　権利擁護センター日野

［所 在 地］ 東京都日野市高幡1011　日野市立福祉支援センターたかはた2階

［電　　話］ 042－594－7646

042－591－1561（後見相談専用電話）

［F　A　X］ 042－591－1573

［E メール］ kenri45c@hinosuke.org

［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

障害を理由とする差別に関する相談窓口（しょうがいりゆうさべつかんそうだんまどぐち） （身）（知）（精）（難）

障害を理由とする差別に該当する事案（差別的な取扱いを受ける、合理的配慮の提供を受けられない）について、下記の機関に相談することができます。

【対 象 者】 障害のある方やその家族、関係者、事業者、市民

【問 合 せ】

〇日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

〇日野市発達・教育支援センター（エール）　P14（1_相談窓口）参照

○自立生活センター日野
［所 在 地］東京都日野市高幡2－9 ウィステリアガーデン1階
［電　　話］042－594－7401
［F　A　X］042－594－7402
［E メール］soudan@cilhino.or.jp
［受付時間］月曜日～金曜日　午前9時～午後5時
○（令和８年９月末まで）**地域生活支援センター　ゆうき**
［所 在 地］東京都日野市日野本町２－５－33　くつろぎハイツ１階
［電　　話］042－591－6321
［F　A　X］042－587－4869
［受付時間］月曜日～金曜日　午前9時30分～午後5時30分
※令和８年９月にて事業終了のため、令和８年10月以降は利用できません。
○やまばと
［所 在 地］東京都日野市旭が丘2－42－5
［電　　話］042－582－3400
［F　A　X］042－582－3302
［E メール］yamabato-sodan@oozola.org
［受付時間］月曜日～金曜日　午前9時～午後4時

福祉（ふくし）オンブズパーソン

福祉や法律の専門家である福祉オンブズパーソンが、障害福祉サービスについて困ったこと、不満なことについて相談に応じます。必要に応じ、意見表明や是正勧告を行います。

【問 合 せ】オンブズパーソン事務局（日野市福祉政策課内）
［所 在 地］東京都日野市神明1－12－1
［電　　話］042－514－8469
［F　A　X］042－585－7018
［E メール］ fukusei@city.hino.lg.jp
［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

子（こ）どもオンブズパーソン

子どもの人権に関しての専門家である子どもオンブズパーソンが、子どもの人権侵害に関する相談に応じます。

【問 合 せ】オンブズパーソン事務局（日野市福祉政策課内）
［所 在 地］東京都日野市神明1－12－1
［電　　話］042－514－8469
［F　A　X］042－585－7018
［E メール］ fukusei@city.hino.lg.jp
［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

日野市ホームページ（子どもオンブズパーソン）
［U　R　L］https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/fukushi/1026135/index.html

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の身近な相談相手として、それぞれ担当する地区において福祉に関する相談や支援を行っています。また、問題の解決に向けて必要に応じて市や関係機関等につなぐパイプ役として活動しています。お住まいの地区を担当している民生委員・児童委員を確認したい場合は、福祉政策課にお問い合わせください。

【問 合 せ】 日野市福祉政策課
［電　　話］042－514－8467

ヤングケアラー支援

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。おおむね30歳未満を中心としていますが、状況に応じ40歳未満の人も対象になります。年齢等に見合わない責任や負担を背負うことで、学業や友人関係に影響がでてしまう場合があります。すべての子どもが自身の望む人生を歩むことができるまちの実現には、行政の取組みに加え、周囲の人の気付きや声かけなどが大切です。

【問 合 せ】ヤングケアラー専用相談窓口　社会福祉法人　創隣会
［所 在 地］日野市多摩平3－5－21
［電　　話］　042－843－1016
［E メール］ ycc-sourinkai@clock.ocn.ne.jp
［受付時間］ 月曜～金曜（祝日年末年始を除く）午前9時～午後6時
※ヤングケアラー・コーディネーターによる相談対応は、月曜・木曜のみ

日野市ホームページ（ヤングケアラー支援）
［U　R　L］https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/fukushi/1022114/index.html

2 手帳（てちょう）

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう） （身）

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に交付されます。各種制度を利用する際の証明になります。視覚・聴覚・平衡機能・音声言語又はそしゃく機能・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓機能の障害に対して、障害の程度により1級から6級の区分で手帳が交付されます。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 身体障害者診断書・意見書：所定の様式に身体障害者福祉法第15条指定医が記入したもの
② 写真：縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、顔がはっきりと写っている撮影後1年以内のもの
③ マイナンバーカード等（マイナンバーのわかるもの）
④ 本人確認書類（免許証等）
⑤ 代理申請の場合は委任状（代筆の場合は手帳取得希望者の印鑑が必要です）

＜次のような場合は、手続きが必要です＞

① 住所・氏名・保護者名が変わったとき
② 手帳を紛失・破損したとき
③ 障害の程度が変わったとき
④ 本人が死亡したとき

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

愛の手帳（東京都療育手帳）（あい　てちょう　とうきょうとりょういくてちょう） （知）

知的障害のある方が各種制度を利用する際の証明になります。障害の程度により1度から4度の区分で手帳が交付されます。

【申請方法】

〇18 歳未満の場合

東京都福祉局八王子児童相談所へ申請 P14（1_相談窓口）参照

〇18 歳以上の場合

東京都心身障害者福祉センターへ申請 P10（1_相談窓口）参照

＜次のような場合は、手続きが必要です＞

① 住所、氏名、保護者名が変わったとき
② 手帳を紛失・破損したとき
③ 障害の程度が変わったとき
④ 本人が死亡したとき

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳 （精）

精神障害のある方が、各種制度を利用する際の証明になります。障害の程度により1級から3級の区分で手帳が交付されます。この手帳は、2年間の有効期限が設けられています。更新申請の場合は期限の3か月前から受付できます。

【対 象 者】 精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方（入院・在宅による区別や年齢制限はありません）。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 医師が記入した診断書（精神障害者保健福祉手帳用）、又は精神障害を支給事由とする障害年金証書等
② 写真：縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、顔がはっきりと映っている、撮影後1年以内のもの
③ マイナンバーカード等（マイナンバーのわかるもの）
④ 本人確認書類（免許証等）
⑤ 更新の場合は、精神障害者保健福祉手帳

＜次のような場合は、手続きが必要です＞

① 氏名、住所が変わったとき
② 手帳を紛失・破損したとき
③ 本人が死亡したとき
④ 有効期間満了後も継続利用する場合（有効期間満了の3ヶ月前から手続可能です）
⑤ 障害等級の変更があるとき

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

しょうがいしゃてちょう
デジタル障害者手帳アプリ（ミライロ ID） （身）（知）（精）

デジタル障害者手帳アプリをスマートフォンにインストールして障害者手帳を登録することで、アプリの画面の表示により、アプリの運営事業者と登録を行っている交通機関や施設等で、障害者の料金減免等のサービスを受けることができるようになります。

※紙やカードタイプの障害者手帳と受けられるサービスの内容や種類は変わりありません。

【利用可能施設等】 日野市内ミニバス、市内交流センターといった公共施設、市営駐輪場等で減免等をご利用いただけます。日野市内の公共施設等の利用できる場所については日野市ホームページ、公共施設等以外の利用できる場所については、ミライロ ID のホームページをご覧ください。

【ご利用の注意点】

- 利用できる施設等には、ミライロ ID のステッカーが貼ってあります。
- ミライロ ID は、利用できる市内公共施設等の利用料金等の減免を受ける場合のみ利用できるものですので、本人確認書類にはなりません。障害者手帳の写しを添付する必要がある場合などはサービスの対象外となります。
- アプリの不具合等、通信環境により、ミライロ ID を提示できない場合もありますので、あわせて障害者手帳を携帯することをお勧めします。

【問 合 せ】

アプリのインストール方法や、アプリについてのお問い合わせは、ミライロ ID のホームページ「ミライロ ID ヘルプセンター」をご覧ください。→P103参照

3　障害者総合支援法等

障害福祉サービス等の体系　（身）（知）（精）（難）

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。障害者総合支援法に基づくサービスは、障害のある方の障害の程度や様々な状況に応じて全国共通の基準、水準で提供される「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じて市が主体で行う「地域生活支援事業」に大別されます。また、障害児には、「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付
- ●居宅介護　●重度訪問介護
- ●同行援護　●行動援護
- ●重度障害者等包括支援
- ●短期入所　●療養介護
- ●生活介護　●施設入所支援

訓練等給付
- ●自立訓練（機能・生活・宿泊型）
- ●就労選択支援
- ●就労移行支援
- ●就労継続支援（A型・B型）
- ●就労定着支援　●自立生活援助
- ●共同生活援助（グループホーム）

相談支援事業
- ●計画相談支援　●地域移行支援
- ●地域定着支援

自立支援医療
- ●更生医療　●育成医療
- ●精神通院医療

補装具
- ●補装具の支給

障害者・障害児

児童福祉法

障害児通所支援
- ●児童発達支援
- ●放課後等デイサービス
- ●居宅訪問型児童発達支援
- ●保育所等訪問支援

障害児入所支援（東京都）
- ●福祉型障害児入所施設
- ●医療型障害児入所施設

障害児相談支援

地域生活支援事業

●相談支援　●移動支援　●日常生活用具費の助成　●意思疎通支援　●訪問入浴サービス
●地域活動支援センター　●日中一時支援　●住宅小規模改修　●自動車運転免許・改造助成　など

しょうがいふくし
障害福祉サービス （身）（知）（精）（難）

障害のある方々の障害程度や社会活動や介護者、居住等の状況を踏まえ、介護給付と訓練等給付に大別し、個別に支給決定されるサービスです。

【種　　類】

給付区分	内　容
介護給付	障害に起因する日常生活上、継続的に必要となる介護支援。日常生活に必要な支援を目的とします。
訓練等給付	障害のある方が地域で生活を送る為に、一定期間提供される訓練的支援。自立生活に必要な訓練を目的とします。

上記の給付は、更に「訪問系サービス」「日中活動系サービス」と「居住支援系サービス」に区分されます。

【訪問系サービス】 在宅の方を対象とするサービスです。

サービス名	給付区分	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	介護	身体介護、家事援助、通院介助、通院等乗降介助等のサービスを提供します。
重度訪問介護	介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する方を対象に、居宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などのサービスを総合的に提供します。
行動援護	介護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する方に対し、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。
同行援護	介護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方について、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動援護などを提供します。
重度障害者等包括支援	介護	重度訪問介護の対象となる方のうち、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にあり、かつ、気管切開を伴う人工呼吸機器による呼吸管理を行っているか最重度知的障害がある方、または、区分6の行動障害であって強度行動障害に相当する方に対し、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

【日中活動系サービス】 在宅の方及び施設入所中の方に、日中活動を提供するサービスです。

サービス名	給付区分	サービス内容
生活介護	介護	常時介護を必要とする方に、日中、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所（ショートステイ）	介護	居宅において、介護者が疾病その他の理由により介護をすることが困難な場合に、障害者支援施設に短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介助等を行います。
療養介護	介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院等医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介助を行います。

サービス名	給付区分	サービス内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	訓練	地域で生活していくことを目的に、一定期間居住の場を提供し、帰宅後における生活能力の向上のための訓練や相談支援を行います。
就労移行支援	訓練	就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	訓練	一般企業等への就職が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	訓練	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
就労選択支援	訓練	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性等に合った選択の支援を行います。
自立生活援助	訓練	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

【居住支援系サービス】 援助を利用しながら暮らせる、居住の場を提供するサービスです。

サービス名	給付区分	サービス内容
共同生活援助 （グループホーム）	訓練	日中に就労または生活介護・就労継続支援等のサービスを利用している方が共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ及び食事の介護等の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	介護	施設に入所する障害のある方に、夜間や休日、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。

サービスを利用するための手続きの流れ（障害者の場合）

障害福祉サービスを利用するためには、次のような手続が必要です。

1　相談
日野市障害福祉課にご相談ください。

⇓

2　利用申請・サービス等利用計画案作成・提出
利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を日野市障害福祉課へ提出します。また、利用目的にかなったサービスを受けられるよう、相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらい、日野市障害福祉課へ提出します。サービス等利用計画案は相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者が作成することもできます。

⇓

3　認定調査（障害支援区分の一次判定）
市職員が障害者又は保護者の方と面接して、心身の状況や生活状況について80項目の調査を行います。

⇓

4　審査・判定（障害支援区分の二次判定）
認定調査の結果及び医師の意見書をもとに、日野市障害支援区分判定等審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分が決定されます。

⇓

5　支給決定（認定）・通知
障害支援区分や生活環境などをもとに支給量が決定され、「障害福祉サービス受給者証」「通所受給者証」が交付されます。

⇓

6　サービス担当者会議・サービス等利用計画の作成
相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業所などと連絡調整を行い、実際に利用するサービス等利用計画を作成します。

⇓

7　サービス提供事業者と契約
利用するサービス提供事業者と利用契約を結びます。

⇓

8　サービス利用開始
サービスを利用し、利用者負担額を支払います。担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。

【問 合 せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

障害児を対象としたサービス

障害のある児童の心身の状況に応じ、児童の自立への支援をし、日常生活が充実するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う障害のある児童に適切な療育の給付をするサービスです。

障害児通所支援 （身）（知）（精）（難）

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。重度の肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童に対しても同様に必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進するサービスです。

障害児入所支援 （身）（知）（精）（難）

サービス名	サービス内容	申請窓口
福祉型障害児入所施設	入所している障害児に対し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うもの	児童相談所 ※都道府県におけるサービス
医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、並びに治療を行うもの	

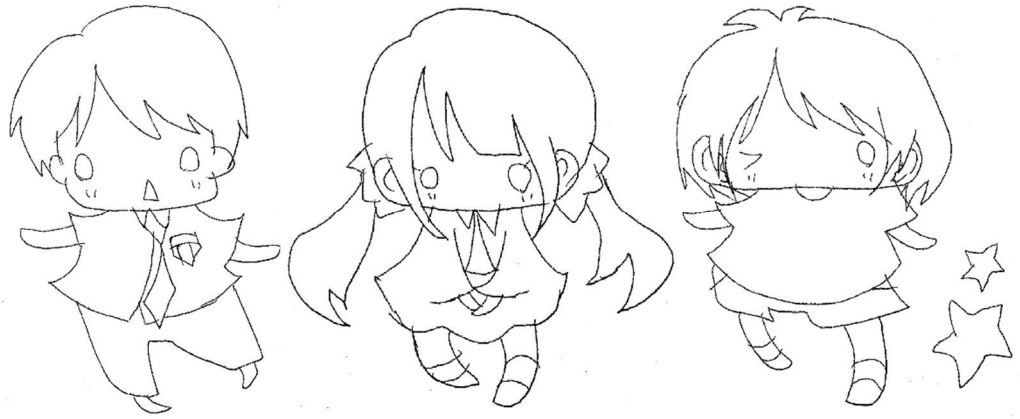

サービスを利用するための手続きの流れ（障害児の場合）

障害福祉サービスを利用するためには、次のような手続が必要です。

1　相談
日野市障害福祉課にご相談ください。

⇓

2　利用申請・障害児支援利用計画案作成・提出
利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書及び発達に支援が必要なことが分かる書類（各種手帳や医師などの意見書）を日野市障害福祉課へ提出します。また、利用目的にかなったサービスを受けられるよう、相談支援事業所に障害児支援利用計画案を作成してもらい、日野市障害福祉課へ提出します。障害児支援利用計画案は相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者が作成することもできます。

⇓

3　サービス利用意向調査
市職員が保護者の方と面接し、児童の心身の状況や生活状況についての調査を行います。

⇓

4　支給決定（認定）・通知
障害支援区分や生活環境などをもとに支給量が決定され、「障害福祉サービス受給者証」「通所受給者証」が交付されます。

⇓

5　サービス担当者会議・障害児支援利用計画の作成
相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業所などと連絡調整を行い、実際に利用する障害児支援利用計画を作成します。

⇓

6　サービス提供事業者と契約
利用するサービス提供事業者と利用契約を結びます。

⇓

7　サービス利用開始
サービスを利用し、利用者負担額を支払います。担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービスの内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。

【問 合 せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

利用者負担（障害福祉サービス・障害児通所支援）（身）（知）（精）（難）

1割相当の額の自己負担となります。ただし、負担が過重にならないように、所得等に応じて月額負担上限額が設定され、さらに負担の軽減策が講じられます。サービス利用料の9割相当の額と月額上限負担額を超えたサービス利用料分は、公費負担します。

所得区分		通所・訪問系サービスを利用する場合の月額負担上限額※
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯（低所得 1・2）		0円
一般1	居宅で生活する障害児	4，600円
	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9，300円
一般2		37，200円

※食事等実費負担は別途負担する必要があります。

相談支援事業（身）（知）（精）（難）

利用者の意向を確認し、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する際に必要なサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成やサービス等の利用状況の検証（モニタリング）等を行うサービスです。
計画の作成にあたって、利用者の費用負担はありません。

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害のある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。また一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。
障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。通所支援開始後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。
地域相談支援	＜地域移行支援＞ 障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者へ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。 ＜地域定着支援＞ 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急時に必要な支援を行います。

介護保険制度と障害福祉制度について （身）（知）（精）（難）

65歳以上（または40歳から64歳までの公的医療保険に加入している特定疾病者）で障害のある方の場合、介護保険サービスと障害者総合支援法によるサービスで共通するもの（ホームヘルプ等一部の障害福祉サービス、補装具・日常生活用具の一部）は、原則として介護保険サービスを優先的に利用していただくこととなります。ただし、介護保険にないサービスを受けたい場合や一定の条件を満たした場合など、介護保険を利用していても、障害福祉サービスを利用できる場合がありますので、詳細については障害福祉課にお問い合わせください。

【介護保険制度に関する問合せ】 日野市介護保険課

［電　　話］介護保険の認定に関すること　　介護保険係　042－514－8509
　　介護保険のサービス利用に関すること　介護給付係　042－514－8519

サービス事業所の検索について

「WAM NET」（独立行政法人福祉医療機構が運営）のサイト内の「障害福祉サービス等情報検索」より事業所検索ができます。

障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト
［U　R　L］https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/

「東京都障害者サービス情報」（東京都福祉局が運営）では、東京都内の事業所が検索できます。

「東京都障害者サービス情報」ホームページ
［U　R　L］https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp

その他サービス （身）（知）（精）（難）

	サービスの名称	内容	掲載ページ
補装具	補装具費の支給	身体上の機能を補うために補装具を必要とする方に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。	P31
自立支援医療	更生医療	身体障害がある方で、更生医療（障害の程度を軽減したり障害を除去したりするために行う医療）により、日常生活活動を回復・向上させる可能性が認められる場合、医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	P63
	育成医療	身体障害がある児童で、手術などにより障害の除去や、程度の軽減が確実に期待できる場合、医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	P63
	精神通院医療	精神障害や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を行う必要がある方のための医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	P64

	サービスの名称	内容	掲載ページ
地域生活支援事業	日常生活用具費の助成	主に在宅心身障害者（児）及び対象とされている難病等による障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具費の助成をしています。	P32
	地域活動支援センター	市が指定した事業所へ通所し、創作的活動や生産活動を行う機会の提供などを行います。	P42
	移動支援	屋外への移動が困難な方の、外出時の移動の支援を行います。	P74
	日中一時支援	日中、一時的に障害者支援施設等を利用することができるサービスです。	P42
	訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅の身体障害者（児）の方に、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。	P42
	コミュニケーション支援	聴覚障害等で意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。お持ちのスマートフォン等を使用して、遠隔で手話通訳を行うこともできます。	P45
	自動車運転免許取得・改造費助成	＜自動車運転免許取得費の助成＞ 一般の交通機関の利用が困難な身体障害者の方又は愛の手帳をお持ちの方に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。 ＜自動車改造費の助成＞ 重度身体障害者の就労等に伴い、自動車の改造に要する経費を助成します。	P72
	住宅設備改善費の給付	在宅の重度の身体障害者（児）の方に対し、その方の居住する家屋の住宅設備の改善に要する費用を給付します。	P53

障害者総合支援法の対象となる難病（難）

しょうがいしゃそうごうしえんほう　たいしょう　なんびょう

厚生労働省ホームページ障害者総合支援法の対象となる難病 PDF （令和7年4月1日改正）
［U　R　L］https://www.mhlw.go.jp/content/001398603.pdf

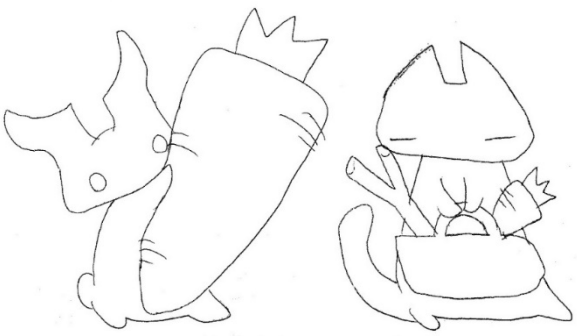

4　日常生活の支援

◎補装具等

補装具費の支給　（身）（難）

【内容】身体機能をおぎない、職業その他日常生活の向上を図るため、補装具の交付と修理に対する費用を支給します。

〇代表的な障害別補装具

対象障害	補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、姿勢保持装置、歩行補助つえ（一本杖以外） ※以下のものは児童に限る 姿勢保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
両上下肢機能全廃 言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置（原則として学齢児以上）

支給に際し、東京都心身障害者福祉センターの判定や指定医師の意見書の提出が必要な場合があります。

【費用】補装具の基準額の１割相当が自己負担となりますが、所得に応じて軽減措置・上限額があります。

【対象】①身体障害者手帳所持者

②難病患者の方（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾患に該当する方。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。）

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 身体障害者手帳

② 本人確認書類（免許証等）

【利用制限】

① 本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合は対象となりません（障害児を除く）。

② 医療保険や介護保険等によって利用できる補装具については医療保険や介護保険等の適用が優先されます。

③ 既に購入・修理されたものは対象になりません。事前に申請が必要です。

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中等度難聴児に対して、言語能力、生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器装用に要する経費の助成を行います。

【対 象 者】 市内に居住し、次のすべてに該当する方

① 聴覚の障害が、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないこと。

② 両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者

③ 他の自治体において同様の事業による助成を受けていない者

④ 2回目以降の購入の場合は、日野市又は他の自治体による助成を受けた補聴器が、5年を経過していること

【一台当たりの助成金額】

144，900円と補聴器購入経費を比較し、少ない方の金額の9割。

ただし、対象者が生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する場合は10割。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください

① 医師による所定の意見書

② 市が指定する種類の補聴器の見積書

③ 自己負担算定に必要となる課税・非課税証明書（転入の方のみ）

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

日常生活用具費の助成（にちじょうせいかつようぐひ じょせい） （身）（知）（難）

【内容】日常生活において利便性を向上させるための用具を購入する費用を助成します。

【対象者】①身体障害者手帳②愛の手帳③難病患者の方（障害者総合支援法第4条1項に定める疾患に該当する方。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。）

【費用】原則、対象用具の基準額の1割相当の額が自己負担となります。

〇身体障害者への用具

障害別	種　目	対 象 者	性能・種類等	基準額	耐用年数
視覚	視覚障害時計	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳（視覚）1、2級を所持する方	触読式、音声式で、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	13，300円	10年
	ポータブルレコーダー ① 録音再生機 ② 再生専用機	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳（視覚）1、2級を所持する方 ※他用具との併給調整あり	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害を有する者が容易に使用し得るもの。 ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害を有する者が容易に使用し得るもの。	録音再生機 85，000円 再生専用機 48，000円	6年
	点字タイプライター	身体障害者手帳（視覚）1、2級を所持する方（本人が就労、若しくは就学しているか又は就労が見込まれる方に限る）	点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもので、視覚障害を有する者が容易に操作できるもの。	63，100円	5年

障害別	種　目	対 象 者	性能・種類等	基準額	耐用年数
視覚	体 温 計	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳(視覚)1、2級を所持する方(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	計測結果を音声により伝える機能を有するものであって、視覚障害を有する者が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
	体 重 計	18歳以上で、身体障害者手帳(視覚)1、2級を所持する方(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	測定結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであって、視覚障害を有する者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
	音響案内装置	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳(視覚)1、2級を所持する方(2級の方は送信機のみに限る)	小型受発信装置で、音響案内の必要な箇所に設置する装置から発信される電波の受診範囲に入ると反応し、音声案内が受けられることを知らせ、音声案内が必要であれば本装置より音声案内の放送がなされるものであって、視覚障害を有する者が容易に使用し得るもの(送信機は、電波を利用して符号を送り、信号機の信号が青色である時間を延長することができる、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと)。	1級 51,000円 2級 7,000円	10年
	点字器	身体障害者手帳(視覚)を所持する方	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10,400円	5年
	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳(視覚)を所持し、本装置によって文字等を読むことが可能になる方 ※他用具との併給調整あり	画像入力装置によって読みたいもの(印刷物等)が簡単に拡大された画像(文字等)としてモニターに写し出せるもの。	198,000円	8年
	暗所視支援眼鏡	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳(視覚)を所持し、医師の意見書により本装置が必要と認められる方	暗所及び夜間において身体に装着することにより、光を増幅させ、広い範囲の景色を目の前のディスプレイに映し出せるもので、視覚障害を有する者が容易に使用し得るもの。なお、事前に実機を体験し、装用効果を確認すること。	395,000円	8年

障害別	種　目	対 象 者	性能・種類等	基準額	耐用年数
視覚	活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳(視覚)1、2 級を所持する方 ※他用具との併給調整あり	印刷文又は文字情報と同一紙面上に記載された当該印刷文又は文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害を有する者が容易に使用し得るもの。	198, 000円	6年
	視覚障害者用ワードプロセッサー	原則として学齢児以上の視覚障害者(児)の使用を目的とし、点字図書館及び身体障害者福祉センター等での共同利用とする	編集、校正機能を持ち日本点字表記法に基づき入力した文章を自動的に点字変換することが可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	1, 030, 000円	
	点字ディスプレイ	18歳以上で、原則として視覚障害(2級以上)の方で、必要と認められる方	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの。	383, 500円	6年
聴覚	会議用拡聴器	原則として学齢児以上で、4級以上の身体障害者手帳(聴覚)を所持する方	送受信機により、音声等を集音し、デジタル方式の補聴器又はヘッドホン、イヤホン等で拡幅して聴くことができる機能を有するものであって、聴覚障害を有する者が容易に使用し得るもの。	38, 200円	6年
	情報受信装置	身体障害者手帳(聴覚)を所持する方で、テレビの視聴に必要と認められる方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害を有する者用のテレビ番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害を有する者向け緊急信号を受信するものであって、障害を有する者が容易に使用し得るもの。	88, 900円	6年
	屋内信号装置	18歳以上で、身体障害者手帳(聴覚)2級を所持する方(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る)。	音声等(呼鈴音、電話着信音、時計アラーム音などの生活情報)による信号を感知し、回転灯、閃光、振動等に情報を交換する装置であって、視覚、触覚等により知覚できるもの。	87, 400円	10年
音声言語	人工喉頭	身体障害者手帳(言語)を所持し、喉頭摘出をされている方	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	70, 100円	4年

障害別	種　目	対 象 者	性能・種類等	基準額	耐用年数
音声	埋込型人工鼻	身体障害者手帳を所持し、音声機能障害を有し喉頭摘出をされている方（埋込型の人工咽頭を常時使用し、シャント法による発声をする方に限る。）	HME カセット及びベースプレート（アドビーシブ）。	月額 23，100円	
視覚 聴覚 肢体	火災警報器	身体障害者手帳 1、2級を所持する方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付けがなされているもの）。	31，000円	8年
	自動消火装置		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの（財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付けがなされているもの）。	28，700円	8年
	電磁調理器	18歳以上で、身体障害者手帳（視覚、上肢）1、2級、（下肢・体幹）1級を所持する方（障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る）	障害者が容易に使用し得るもの。	14，000円	6年
	情報通信支援用具	身体障害者手帳（視覚、上肢）1、2 級を所持し、パソコンの使用により社会参加が見込まれる方 ※他用具との併給調整あり	・視覚障害…画面音声ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワープロソフト等 ・上肢機能障害…大型キーボード、ジョイスティック（操作棒）等	100，000円	6年
聴覚 音声 言語	フラッシュベル	原則として学齢児以上で、3 級以上の身体障害者手帳（聴覚、音声・言語）所持する方	来客、電話着信などを光で知らせる装置であって、障害を有する者が容易に使用し得るもの。	12，400円	10年
	携帯用信号装置		携帯可能な送受信機であって、送信機による信号を受信機で受信し、その合図が視覚、触覚等により知覚できるもの。	20，200円	6年
	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳（聴覚、音声・言語の著しい障害）を所持し、電話では意思疎通が困難な方	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、画面等により通信が可能な機器であり障害を有する者が容易に使用し得るもの。	20，000円	5年

障害別	種　目	対 象 者	性能・種類等	基準額	耐用年数
膀胱 直腸 肢体	収尿器	身体障害者手帳を所持する方で、高度の排尿機能障害の方	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	男性用 8,100円 女性用 8,900円	6箇月
じん臓	透析液加温器	原則として3歳以上で、身体障害者手帳(じん臓)を所持する方で、人工透析を必要とする方(自己連続携行式腹膜潅流法による透析療法を行う方に限る)	自己連続携行式腹膜潅流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。	72,100円	5年
肢体 音声 言語	ガス安全システム	① 18歳以上で、身体障害者手帳を所持し、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方(臭覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) ② 18歳以上で、身体障害者手帳(下肢又は体幹)1 級を所持する方(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの。	42,200円	8年
	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳(音声・言語の著しい障害、肢体不自由)を所持する方	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの。	168,000円	5年
肢体	特殊寝台	原則として3歳以上で、身体障害者手帳(下肢又は体幹)1、2級を所持する方	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	162,800円	8年
	体位変換器	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳(下肢又は体幹)1、2 級を所持する方(下着交換等に介助を必要とする方に限る)	空気パッド等を身体の下に挿入して、てこ、空気圧その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位変換を容易に行うことができるもので、介助者が、障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。ただし、専ら体位を保持するためのものは除く。	15,000円	5年

障害別	種　目	対 象 者	性能・種類等	基準額	耐用年数
肢体	入浴等担架	原則として3歳以上で、身体障害者手帳（下肢又は体幹）1、2級を所持する方（入浴にあたり介助を必要とする方）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴等させるもの。	133，900円	5年
	入浴補助用具	原則として 3 歳以上で、身体障害者手帳（下肢又は体幹）を所持する方（入浴にあたり、介助を必要とする方）	入浴、入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90，000円	8年
	便器	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳（下肢又は体幹）1、2 級を所持する方	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16，500円	8年
	特殊尿器	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳（下肢又は体幹）1級を所持する方（常時介助を必要とする方）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。	154，500円	5年
	特殊便器	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳（上肢）1、2 級を所持する方	障害者及び障害者（児）を介助している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	80，000円	8年
	移動用リフト	原則として3歳以上で、身体障害者手帳（下肢又は体幹）1、2級を所持し、居宅内の移動等において介助を必要とする方	障害者（児）を移動させるに当たって、介助者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257，500円	4年
	頭部保護帽	身体障害者手帳（平衡機能又は下肢若しくは体幹）を所持する方	転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの。 A タイプはスポンジ及び革を主材料に製作したものとする。B タイプはスポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作したものとする。	A タイプ 15，700円 B タイプ 37，900円 （レディメイドによる製品については基準額の 80%の額の範囲内とする。）	3年

障害別	種　目	対 象 者	性能・種類等	基準額	耐用年数
肢体	歩行補助つえ（一本杖）	身体障害者手帳（平衡機能又は下肢若しくは体幹）を所持する方	障害者（児）が容易に使用できるもの。	3，000円	3年
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満で、身体障害者手帳（下肢又は体幹）1、2 級を所持する児童	原則として付属のテーブルをつけたもの。	33，100円	5年
	移動・移乗支援用具	原則として3歳以上で、身体障害者手帳（平衡機能又は下肢若しくは体幹）を所持し、居宅内の移動等において介助を必要とする方	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60，000円	8年
	特殊マット	① 原則として3歳以上18歳未満で、身体障害者手帳（下肢又は体幹）1、2 級を所持する方 ② 18歳以上で、身体障害者手帳（下肢又は体幹）1級を所持する方 （常時介護を必要とする方に限る）	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの。	50，000円	5年
	ルームクーラー	身体障害者手帳を所持する方（18歳以上）で、頚髄損傷等により体温調節機能を喪失した方（医師により体温調節機能を喪失したと認められた方に限る）	室内を一定温度に調整、保つことができる機能を有するものであって、障害を有する者が容易に使用し得るもの。	100，000円	6年
呼吸器	ネブライザー（吸入器）	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳（呼吸器）3級以上を所持する方又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる方	薬剤などを噴霧し、経口吸入するための装置であって、障害を有する者が容易に使用し得るもの。	36，000円	5年
	電気式たん吸引器		気道内、気管内の痰や分泌物を吸い出すことができる装置であって、障害を有する者が容易に使用し得るもの。	56，400円	5年
	空気清浄器	18歳以上で、身体障害者手帳（呼吸器）3級以上を所持する方	障害者が容易に使用し得るもの。	20，000円	6年

障害別	種　目	対 象 者	性能・種類等	基準額	耐用年数
呼吸器	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和測定器）	呼吸器機能障害の程度が1級又は3級の者又は同程度の障害を有する方（難病との重複助成は認めない）	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	40，000円	5年
膀胱直腸	ストマ用装具（消化器系・尿路系）	身体障害者手帳（ぼうこう、直腸）を所持する方で、ストマを造設している方	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	消化器系 8，900円 尿路系 11，700円	
膀胱 直腸 肢体	紙おむつ	① 3歳以上で身体障害者手帳を所持し、皮膚の著しいびらん、ストマの変形のため畜便袋、畜尿袋を装着することのできない方 ② 3歳以上で身体障害者手帳を所持し、高度の排便、排尿機能障害を有する方 ③ 3歳以上で、身体障害者手帳（脳原性運動機能）を所持し、全身性の肢体機能障害を有する方、又は排尿の意思表示が困難な方	紙おむつ、衛生用品（サラシ・ガーゼ等）	12，000円	

〇知的障害者の方への用具

種目	対象者	性能・種類等	基準額	耐用年数
特殊マット	原則として 3 歳以上で愛の手帳を所持し、障害の程度が最重度又は重度の方	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの。	50，000円	5年
火災警報器	愛の手帳を所持し、障害の程度が最重度又は重度の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付けがなされているもの）。	31，000円	8年
自動消火装置		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。（財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等の認定委員会の認定ラベルの）。	28，700円	8年

種目	対象者	性能・種類等	基準額	耐用年数
頭部保護帽	愛の手帳を所持し、てんかんの発作等により頻繁に転倒する危険のある方	転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの。 A タイプはスポンジ及び革を主材料に製作したものとする。B タイプはスポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作したものとする。	A タイプ 15, 700円 B タイプ 37, 900円 (レディメイドによる製品については基準額の 80%の額の範囲内とする。)	3年
電磁調理器	18歳以上の愛の手帳を所持し、障害の程度が最重度又は重度の方	障害者が容易に使用し得るもの。	14, 000円	6年
特殊便器	学齢児以上の愛の手帳を所持し、障害の程度が最重度又は重度であり、自ら排便の処理が困難な方	障害者及び障害者(児)を介助している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	80, 000円	8年

○難病にり患されている方への用具

種目	対象者	性能・種類等	基準額	耐用年数
便器	難病等を起因として常時介護を要する方	難病等患者が容易に使用し得るもの。※便器にてすりをつける場合、千円を上限に加算できる。	4, 400円	8年
特殊マット	難病等を起因として寝たきりの状態にある方	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	50, 000円	5年
特殊寝台		腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	162, 800円	8年
体位変換器		介護者が難病等患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15, 000円	5年
特殊尿器	難病等を起因として自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので難病等患者又は介護者が容易に使用し得るもの。	154, 500円	5年
入浴補助用具	難病等を起因として入浴に介助を要する方	入浴、入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病等患者又は介助者が容易に使用し得るもの。	90, 000円	8年

種目	対象者	性能・種類等	基準額	耐用年数
特殊便器	難病等を起因として上肢機能に障害のある方	難病等患者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	80,000円	10年
移動・移乗支援用具	難病等を起因として下肢が不自由な方	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病等患者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	60,000円	8年
移動用リフト	難病等を起因として下肢又は体幹機能に障害のある方	介護者が難病等患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500円	4年
訓練用ベッド		腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	162,800円	8年
自動消火装置	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。(財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付けがなされているもの)。	28,700円	8年
電気式たん吸引器	難病等を起因として呼吸器機能に障害のある方	難病等患者又は介護者が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
ネブライザー			36,000円	5年
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和測定器)	難病等を起因として人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病等患者が容易に使用し得るもの。	157,500円	5年
暗所視支援眼鏡	難病等を起因として夜盲又は視野狭窄の症状があり、医師の意見書により本装置が必要と認められるもの	暗所及び夜間において身体に装着することにより、光を増幅させ、広い範囲の景色を目の前のディスプレイに映し出せるもので、視覚障害を有する者が容易に使用し得るもの。なお、事前に実機を体験し、装用効果を確認すること。	395,000円	8年

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 障害者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証、必要な場合は診断書
② 対象品目の見積書
③ 対象品目の仕様が確認できるもの
④ 自己負担算定に必要となる課税・非課税証明書(転入の方のみ)

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

◎各種（かくしゅ）サービス

地域活動支援センター（ちいきかつどうしえん） （身）（知）（精）

障害のある方に、社会との交流を目的として、日中の居場所や創作的活動、生産活動を行う機会の提供のほか、地域住民ボランティアの育成、社会との交流の促進、障害に対する理解を促す為の普及啓発事業を行います。

【問 合 せ】

〇社会福祉法人おおぞら　やまばと

［所 在 地］東京都日野市旭が丘2－42－5
［電　　話］042－582－3400
［F　A　X］042－582－3302
［利用対象］18歳以上65歳未満
［活動時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前9時～午後5時
［費用負担］利用料は無料。送迎バス利用時は片道100円。その他、行事参加費等の実費負担がある場合あり。

〇（令和８年９月末まで）社会福祉法人日野市民たんぽぽの会　地域生活支援センターゆうき（主に精神）

［所 在 地］東京都日野市日野本町２－５－33　くつろぎハイツ１階
［電　　話］042－591－6321
［F　A　X］042－587－4869
［利用対象］18歳以上
［活動時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前9時30分～午後4時30分
［費用負担］利用料は無料。行事の際、飲食費や交通費等の実費負担がある場合あり。
※令和８年９月末にて事業終了のため、令和８年10月以降は利用できません。

日中一時支援（にっちゅういちじしえん） （身）（知）（精）

日中、一時的に預かり、日中活動、見守り、社会適応訓練その他サービスを提供します。（日帰りショートステイ）

【対 象 者】 以下のいずれかの要件を満たす方

① 身体障害者手帳の交付を受けている方
② 愛の手帳の交付を受けている方
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている方

【自己負担】 1割相当の額の負担となります。（生活保護世帯と市町村民税非課税世帯の方は無料）

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

訪問入浴サービス（ほうもんにゅうよく） （身）

入浴が困難な在宅の身体障害者（児）の方に、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

【対 象 者】 市内在住の在宅身体障害者（児）の方で次のすべてに該当する方

① 常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、居宅での入浴が困難な方
② 医師が入浴可能と認めた方（医師意見書が必要です）

③ 伝染性疾患にり患していない方
④ その他入浴サービスを受ける際に支障をきたす状態にない方

【利用制限】 介護保険で入浴サービスを受けている方は対象外です。

【自己負担】 1回500円(生活保護世帯と市町村民税非課税世帯の方は無料)
※使用する湯は訪問宅より補充します。

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課　P9(1_相談窓口)参照

心身障害者(児)一時保護事業(在宅)（身）（知）

しんしんしょうがいしゃ　じ　いちじほごじぎょう　ざいたく

一定の条件のもと、登録した介護人に介護を依頼した場合、介護人に対して所定の介護料を支払います。

【対 象 者】 身体障害者手帳(1、2級)を所持する方、愛の手帳の交付を受けている方

【介護人の範囲】 利用者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹以外の第三者による介護が対象です。

【利用制限】
① 1日当たり、1月当たりの利用上限時間が決まっています。詳しくはお問い合わせください。
② 介護保険対象者は利用できません。
③ 障害者総合支援法による介護給付費の重度訪問介護等、見守りを含むサービスの支給を受けている方は利用できません。

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課　P9(1_相談窓口)参照

東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業（身）（知）

とうきょうとざいたくじゅうしょうしんしんしょうがいじ　しゃ　とうほうもんじぎょう

ご家族が自信を持ってご自宅で看護・療育ができるよう、看護師が入院先やご自宅に訪問し支援します。

【対 象 者】 都内に住所を有し、在宅で生活をする医療的ケア児、重症心身障害児(者)

・医療的ケア児の方：申請時の年齢は 18 歳未満で、医療的ケアがなくなった場合もしくは 18 歳に達した場合は事業対象外となります。
本事業における医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。

・重症心身障害児(者)の方：申請時の年齢は問いません。
重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(大島分類の1から4までに該当)を言います。児童福祉法上の概念であり 18 歳までにその状態になった方です。

【自己負担】 無料(ただし、主治医の指示書にかかる費用は利用する方の負担となります)

【支援内容】 訪問看護(週 1 回)、訪問健康診査・療育相談(必要な場合のみ)

【期　　間】 原則1年以内

【申請・問合せ】 東京都南多摩保健所　P11(1_相談窓口)参照

重 症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業（身）（知）

じゅうしょうしんしんしょうがいじ　しゃ　とうざいたく　しゅうろうとうしえんじぎょう

重症心身障害児(者)等の健康の保持とその家族等の一時休息(レスパイト)、就労及び就労活動支援を目的として、ご家庭に訪問看護師等が訪問し、現在実施している訪問看護と同じ内容の医療的ケアを行います。

【対 象 者】 市内に住所があり、現に家族等による在宅介護および訪問看護による医療的ケアを受けて生活している方で、次のいずれかに該当する方

① 18歳に達するまでに身体障害者手帳1級又は2級の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る）及び愛の手帳1度又は2度の知的障害の両方を有する方
② 医師の診断書等を確認することにより、上記①に相当する状態であると認められる方
③ 18歳未満で、日常生活を営むために医療的なケアを必要とする者
④**【利用時間】年 288 時間**

【利用方法】 障害福祉課で受付、審査後に対象となる方に決定通知を送付します。
【自己負担】 世帯の収入状況により異なります。 ※詳しくはお問い合わせください。
【申請・問合せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

生活福祉資金の貸付（せいかつふくししきん　かしつけ）（身）

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して資金の貸付を行います。
【対 象 者】 身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯で、貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯
【条件など】 民生委員による面接、連帯保証人、利用目的等様々な条件があります。詳しくはお問い合わせください。

資金の種類	内　容	貸付限度	据置期間	償還期限	利率
生業費	自営業を営むのに必要な経費	460万円以内	6カ月以内	9年以内	保証人有なら無利子　無なら年一・五％
技能習得費	自営業を営むため、又は就職するために必要な経費	110万円（6ヶ月程度） 200万円（1年程度）	6カ月以内	8年以内	
障害者自動車購入費	通勤や日常生活の通院・通学等、社会参加のため、自動車を購入するために必要な経費※対象となる車には一定の条件があります	250万円以内	6カ月以内	8年以内	
障害者等福祉用具購入費	機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具を購入するために必要な経費	170万円以内	6カ月以内	8年以内	
住宅資金	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全するために必要な費用	250万円以内	6カ月以内	7年以内	

※その他に、転宅等の資金があります。詳しくはお問合せください。
【問 合 せ】 日野市社会福祉協議会　P17（1_相談窓口）参照

地域福祉権利擁護事業（ちいきふくしけんりようごじぎょう）

認知症や精神障害・知的障害などにより、必要な福祉サービスをご自分だけでは適切に利用することができない方、また日常的な金銭管理に不安がある方を対象としたサービスです。

【サービス内容】

① 福祉サービス利用援助
- 介護保険サービスや障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、関係機関と協力します。
- 福祉サービスのお支払いがスムーズにできるようお手伝いします。

② 日常的金銭管理サービス
- 福祉サービスの利用料だけでなく、公共料金や医療費、税金等の支払いをお手伝いします。

③ 書類預かりサービス
- 権利擁護センターで契約している金融機関の貸金庫で保管します。

【問 合 せ】 日野市社会福祉協議会　権利擁護センター日野　P17（1_相談窓口）参照

成年後見制度利用促進事業（せいねんこうけんせいどりようそくしんじぎょう）

成年後見制度とは、認知症や精神障害・知的障害などにより、判断能力が十分でない方を、法律的に支援する制度です。

【内　　容】

① 利用相談
- 現在抱えている課題や困りごとなどを伺いながら、成年後見制度の必要性やそれ以外の方法などを一緒に考える支援をしています。
- 後見制度の概要、申立書の書き方、後見人の職務などの説明をしています。

② 候補者の相談・支援方針の相談
- 専門職団体の紹介や候補者の相談などを行っています。
- 支援方針の相談もお受けします。

③ 後見人就任後のフォローアップ
- 親族後見人や市民後見人のための勉強会や電話相談等を行っています。
- 希望により、後見人就任後の定期支援にも応じています。

【問 合 せ】 日野市社会福祉協議会　権利擁護センター日野　P17（1_相談窓口）参照

コミュニケーション支援（しえん）（身）

聴覚障害等で意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。お持ちのスマートフォン等を使用して、遠隔で手話通訳を行うこともできます。（貸出用タブレット・スタンドのご用意もあります）

【対 象 者】 市内在住で、聴覚・言語機能・音声機能等に障害があり、身体障害者手帳を所持している方

【自己負担】 無料

【利用制限】

① 宗教活動・政治活動・営利活動のための利用、通勤・通学等の長期にわたる利用はできません。

② 社会通念上派遣することが好ましくない、又は公共の福祉に反するようなものでの利用はできません。

③ 通訳者の指定は原則できません。

【申請・問合せ】 日野市社会福祉協議会　P17（1_相談窓口）参照

日野市社会福祉協議会ホームページから利用方法の詳細の確認・申請ができます。

日野市社会福祉協議会ホームページ
［U　R　L］https://hinosuke.org/?page id=136

図書館の読み書きに関するサービス（としょかんよみかきにかんするサービス）　（身）

図書館を快適に利用していただくために、できる限り利用者の状況に応じたサービスを提供します。

【サービス内容】

① 一般図書の他、録音図書（DAISY）・点訳図書・大活字図書・音楽 CD 等の貸出
② リクエストによる録音図書、点訳図書の作成
③ 対面朗読サービス
④ 図書の宅配、郵送サービス
⑤ 個人的にお持ちの活字文書等資料（通知やパンフレット等）の朗読・録音・点訳・拡大文字化サービス
⑥ 視覚障害者へのパソコン・アイフォン個別講習
⑦ 中途視覚障害者への点字指導
⑧ 読書機器の操作練習と貸出
⑨ 電話の利用が困難な方への電子メールや点字による受付

【対 象 者】 在住・在勤・在学者で、障害や一時的な病気等により、図書館への来館や、図書館資料をそのまま利用することが困難な方

【自己負担】 無料

【問 合 せ】 日野市立図書館　障害者サービス担当
［電　　話］042－581－7612
［E メール］hinosyousa@crest.ocn.ne.jp

点字図書製作・貸し出し（てんじとしょせいさくかだし）　（身）

点字の文学図書・学習図書・専門図書等を製作・貸し出しします。また、点字データのダウンロードをします。

【対 象 者】 視覚障害者等

【自己負担】 無料

【問 合 せ】 日本点字図書館
［電　　話］03－3209－0241
［貸出し直通］03－3209－2442

日本点字図書館ホームページ
［U　R　L］https://www.nittento.or.jp

希望点字図書製作（きぼうてんじとしょせいさく）　（身）

希望があった教養・専門図書等を点訳します。

【対 象 者】都内在住又は通勤・通学の視覚障害者
【自己負担】原本、点字用紙費用
【問 合 せ】日本点字図書館
［電　　話］03－3209－0241

日本点字図書館ホームページ
［U　R　L］https://www.nittento.or.jp

声の図書製作・貸し出し（身）

文学図書・学習図書・専門図書の内容を収録した CD 等を製作・貸し出し、また音源の配信・ダウンロードをします。
【対 象 者】視覚障害者等
【自己負担】無料
【問 合 せ】日本点字図書館
［電　　話］03－3209－0241

日本点字図書館ホームページ
［U　R　L］https://www.nittento.or.jp

希望声の図書館（身）

個人から朗読希望のあった教養・専門図書等を録音またはテキスト化します。
【対 象 者】都内在住又は通勤・通学の視覚障害者
【自己負担】原本、CD費用
【問 合 せ】日本点字図書館
［電　　話］03－3209－0241

日本点字図書館ホームページ
［U　R　L］https://www.nittento.or.jp

視覚障害者用図書レファレンスサービス（身）

視覚障害者用図書等に関する情報提供をします。
【対 象 者】視覚障害者等
【自己負担】無料
【問 合 せ】日本点字図書館
［電　　話］03－3209－2442

日本点字図書館ホームページ
［U　R　L］https://www.nittento.or.jp

点字図書購入費の助成（てんじとしょこうにゅうひじょせい） （身）

視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書（雑誌を除く）の購入費を助成します。

【対 象 者】 原則として学齢児以上の視覚障害者で、身体障害者手帳を所持する方

【利用制限】 点字図書給付対象出版施設が出版した点字図書で、年間6タイトル又は24巻まで

【自己負担】 原本相当額

【問 合 せ】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

点字録音刊行物作成配布（てんじろくおんかんこうぶつさくせいはいふ） （身）

原則、都政刊行物の中から選定した、社会生活を営む上で必要な情報知識を点字、デイジーまたはカセットで、毎月1点配布します。

【対 象 者】 都内在住、18歳以上の視覚障害者で身体障害者手帳を所持する方

【問 合 せ】 東京都盲人福祉協会

［電　　話］03－3208－9001

広報ひの（点字版・デイジー版）（こうほうてんじばんばん） （身）

市政情報を提供している広報誌の点字版・音声版（デイジー版）を発行し、無料で直接郵送します。

【対 象 者】 視覚障害者

【問 合 せ】 日野市市長公室広報係

［電　　話］042－514－8092

広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）（こうほうとうきょうてんじばんばんばん） （身）

都の政策やお知らせなどの都政情報を提供している広報紙の点字版・音声版（テープ版、デイジー版）を無料で直接郵送します。また、音声ファイルをホームページで公開しています。

【対 象 者】 都内在住の視覚に障害のある方

【問 合 せ】 東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課

［電　　話］03－5388－3093

都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）（とぎかいてんじばんばんばん） （身）

都議会の活動内容をお知らせするため、無料で直接郵送します。

【対 象 者】 視覚障害のある方でご希望の方

【問 合 せ】 東京都議会議会局管理部広報課

［電　　話］03－5320－7126

聴覚障害者向け映像ライブラリー事業（ちょうかくしょうがいしゃむえいぞうじぎょう） （身）

字幕や手話を入れたDVDやビデオテープ（映画やテレビ番組等）の製作・貸し出しを行っています。上映会で使用できるものもあります。

【対 象 者】
① 聴覚障害者・児で身体障害者手帳を所持している方
② 難聴者・児で身体障害者手帳を未取得だが補聴器、人工内耳を常用されている方
③ 聴者
④ ろう学校、難聴学級、その他聴覚障害者関係団体
【自己負担】 無料（ただし、郵送による返却経費は自己負担）
【問 合 せ】 聴力障害者情報文化センター
［電　　話］ 03－6833－5004
［F　A　X］ 03－6833－5005
［E メール］ video@jyoubun-center.or.jp

点字による即時情報ネットワーク （身）

新聞や福祉情報等の抜粋記事を点字紙で提供しています。（原則月曜日～金曜日）
電話ナビゲーションサービスにより、音声での情報も提供しています。
【対 象 者】 都内在住の視覚障害者
【問 合 せ】 東京都盲人福祉協会
［電　　話］ 03－3208－9001
［電話ナビゲーション専用番号］ 0570－02－1802

視覚障害者日常生活情報点訳等サービス （身）

【内　　容】 日常生活上必要とする情報（図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等）の点訳・墨訳、対面朗読（ファックスによる電話朗読も含む）を行います。詳しくはお問合せください。要予約。
【対 象 者】 都内在住・在勤で、身体障害者手帳を所持する視覚障害者
【費　　用】 無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体（USB や CD 外）をご持参ください。
【問 合 せ】 東京都障害者福祉会館
［所 在 地］ 東京都港区芝 5－18－2
［電　　話］ 03－3455－6321
［F　A　X］ 03－3453－6550

福祉電話 （身）（知）

各種相談と安否確認等関係機関とのコミュニケーションが必要とされる身体障害者または知的障害者の方に、福祉電話の貸与及び使用料の一部助成を行います。
【対 象 者】 市内に居住し、18歳以上の次のすべてに該当する方
① 身体障害者手帳を所持する難聴の方、外出困難な重度の方又は愛の手帳を所持する方
② 一人暮らし又は障害者のみの世帯
③ 生計中心者の所得が一定額以下
【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください
① 身体障害者手帳または愛の手帳

② (必要に応じて)生計中心者の前年所得税額が判るもの

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

FAXの貸与及び使用料の一部助成 (身)

各種相談と安否確認等関係機関とのコミュニケーションが必要とされる聴覚障害者の方に、FAXの貸与及び使用料の一部助成を行います。

【対 象 者】 市内に居住し、次のすべてに該当する方

① 身体障害者手帳を所持している18歳以上の方

② 聴覚、音声、言語機能障害の程度が4級以上の方

③ 生計中心者の所得が一定額以下

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください

① 身体障害者手帳

② (必要に応じて)生計中心者の前年所得税額が判るもの

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

車椅子の貸出し

車椅子を有料もしくは無料で貸し出します。

貸 出 先	貸出期間	負　　担	問合せ先(電話)
日野市社会福祉協議会 日野事務所	3ヶ月以内 (1日から貸出可)	有料	[所 在 地] 日野市多摩平 2-8-9 日野市立福祉支援センターたまだいら内 [電　　話] 042－582－2319
日野市社会福祉協議会 高幡事務所	3ヶ月以内 (1日から貸出可)	有料	[所 在 地] 日野市高幡1011 日野市立福祉支援センターたかはた2階 [電　　話] 042－591－1561
東京都心身障害者福祉センター	3ヶ月以内	無料(運搬は借受人が行う)	[所 在 地] 東京都新宿区神楽河岸1－1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14階 [電　　話] 03－3235－2961

コミュニケーション機器の貸出し (身)

聴覚障害者が意思疎通又は社会活動についての知識を習得する際に、必要な場合はコミュニケーション機器を貸出します。

【対 象 者】 身体障害者手帳(聴覚)を所持している方及びその保護者など

【貸出機器】

① オーバーヘッドプロジェクター(OHP)

② ヒアリングループ

③ プロジェクター

【自己負担】 無料(ただし、運搬費用等は自己負担)

【問 合 せ】 東京手話通訳等派遣センター

［電　　話］03－3352－3335
［F　A　X］03－3354－6868

NTT ファクス104 （身）

聴覚や言語が不自由な方に対し、FAX による電話番号案内を行うサービスです。
【自己負担】 104番の番号案内料と同様
【利用方法】 名前、FAX 番号、問い合わせ先の情報（名前、住所、業種等）を受付 FAX 番号に送信（1回15件まで）。折り返し FAX で返信されます。
【問 合 せ】
［電　　話］0120－104－140（24時間・年中無休）
［受付 FAX］0120－000－104

電話（でんわ）リレーサービス （身）

聴覚や発話に困難のある方と聴覚障害者等以外の方との会話を、通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で即時双方向につなぐ公共インフラとしてのサービスです。
【利用方法】 聴覚や発話に困難のある方については、事前にアプリからまたは郵送にて利用登録が必要です。
【問 合 せ】 総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関　一般財団法人日本財団電話リレーサービス
［電　　話］0120-528-071　※午前9時30分～午後5時（年末年始は除く）
［F　A　X］03－6275－0913

手話・文字チャットによる問合せ　※午前9時30分～午後5時（年末年始は除く）
［U　R　L］https://www.nftrs.or.jp/contact/

電話リレーサービスホームページ
［U　R　L］https://www.nftrs.or.jp

ヨメテル （身）

電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、自身の声で通話相手に伝え、通話相手の声を文字で読むことができる通話アプリです。24 時間 365 日、双方向で利用可能な、公共インフラとしてのサービスです。
【利用方法】聞こえにくい人は、事前にアプリにて利用登録が必要です。
【問 合 せ】総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関　一般財団法人日本財団電話リレーサービス
［電　　話］0120ー328ー123　※午前9時30分～午後5時（年末年始は除く）

文字チャット/ビデオ通話/メールによる問合せ※午前 9 時 30 分～午後 5 時（年末年始を除く）
［U　R　L］https://www.yometel.jp/contact

ヨメテルホームページ
［U　R　L］https://www.yometel.jp

じゅうたく
◎住宅

とえいじゅうたく　にゅうきょ
都営住宅の入居　（身）（知）（精）

都営住宅の入居募集の際に、特例を設けています。

住宅	内　容		対 象 者
心身障害者向	世帯向	（ポイント方式）	申込本人又は同居親族が身体障害者手帳（1～4級）、愛の手帳（1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）を所持している方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）で、都営住宅入居資格のある方（申込本人が引き続き3年以上都内に居住している方等）
		（抽せん方式）	申込本人又は同居親族が身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）で都営住宅入居資格のある方は、5月・11月の定期募集では抽せん倍率の優遇制度があります。
	単身向（抽せん方式）		身体障害者手帳（1～4級）、愛の手帳（1度～4度）または精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）を所持している方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）で、都営住宅入居資格のある方（引き続き3年以上都内に居住して、親族と同居していない方等）
車いす使用者向	世帯向（ポイント方式）		申込本人又は同居親族が、身体障害者手帳（1級、2級）を所持する方または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方で、都営住宅の入居資格があり、住居内で車いすの使用を必要としている方（申込本人が都内に居住している方で、車いす使用者は車いすの使用を証明できる満6歳以上の都内居住者に限る）
	単身向（抽せん方式）		身体障害者手帳（1級、2級）を所持しているまたは戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方で、都営住宅入居資格があり、住居内で車いすの使用を必要としており、車いす使用を証明できる方（引き続き3年以上都内に居住して、親族と同居していない方）

【問 合 せ】JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
［電　　話］03－3498－8894

とえいじゅうたくしようりょう　とくべつげんがく
都営住宅使用料の特別減額　（身）（知）（精）（難）

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合、申請により使用料が減額されます。

【対 象 者】 身体障害者手帳 1、2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1、2級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）、または、常時介護を要する難病医療費助成を受けている方がいる世帯等（詳しくはお問い合せください）

【減額内容】 都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

【問 合 せ】 JKK 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター
［電　　話］0570－03－0071（ナビダイヤル）※各通信事業者提供の無料通話や通話料定額プランの対象外
［電　　話］03－6279－2652（一般電話）

じゅうたくせつびかいぜんひ　きゅうふ
住宅設備改善費の給付 （身）

在宅の重度の身体障害者（児）の方に対し、その方の居住する家屋の住宅設備の改善に要する費用を給付します。基準額の1割相当の額が自己負担となります。所得に応じた負担上限額があります。

種目	対 象 者	改修範囲
小規模改修	65歳未満で次の①または②に該当する方 ①身体障害者手帳（下肢又は体幹）3級以上を所持する方 ②補装具として車いすの支給を受けた内部障害者	次に掲げる改修に伴う用具の購入費及び改修工事費 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への取り替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる改修
中規模改修	65歳未満で次の①または②に該当する方 ①身体障害者手帳（下肢又は体幹）1、2級を所持する方 ②補装具として車いすの支給を受けた内部障害者	①小規模改修の給付を受けてなお不足する部分についての用具の購入費及び改修工事費 ②その他市長が必要と認める改修に伴う用具の購入費及び改修工事費
屋内移動設備	上肢、下肢または体幹機能障害を有し、歩行ができない状態でかつ、次の①または②に該当する方 ①身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹いずれか）1級を所持する方 ②補装具として車いすの支給を受けた内部障害者	機器本体及び設置費

【利用制限】

① 屋内移動設備を除き、家屋の新築に伴い設置した場合は利用できません。

② 給付対象者が介護保険対象者である場合には、介護保険による給付を受けてなお不足する場合に「中規模改修」を給付します。

③ 市民税所得割額が一定以上の方は対象外です（障害児を除く）。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。事前に申請が必要です。

① 身体障害者手帳

② 改修・設備内容の見積書

③ 改修・設備内容の工事計画書など

④ 自己負担算定に必要となる課税・非課税証明書

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

住宅ストック改修に関する補助金

① 住宅バリアフリー化助成

障害者等の住環境整備（バリアフリー改修工事）を対象に、工事費の一部を助成します。

【対 象】建築後1年以上経過した市内にある居住用の居宅におけるバリアフリー改修工事。

※事前に申請が必要です。

【助成金額】対象工事に係る費用の補助対象部分の1／10で20万円の上限。

② 木造戸建住宅の耐震化助成

木造戸建住宅の耐震改修工事を行う際の助成金について、障害者手帳等を持っている方への加算があります。（令和 9 年度に終了予定）

【対 象】昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造戸建て住宅

※事前に申請が必要です。

【助成金額】上限 166 万 3,000 円（市内業者の場合は 176 万 2,000 円）

※助成割合や算定方法についてはお問い合わせください。

【問い合わせ】日野市都市計画課

［電 話］042－514－8371

日野市障害者グループホーム家賃助成 （身）（知）

障害者グループホームを利用している方に、支払った月額家賃の一定額を所得に応じて助成しています。

グループホーム決定後、ご案内の通知および申請書を送付させていただきます。

※生活保護受給者は助成対象外となります。

※市民税非課税者へは、別途、国の家賃補助10，000円が事業所に直接支払われます。

※東京都が指定したグループホームが対象となります。詳しくはお問合せ下さい。

【助成条件】

入居者の所得額（月額）※1	家賃助成上限額
月額73，000円未満	月額14，000円
月額73，000円以上97，000円未満	月額 2，000円

※1 所得額＝入居者の収入月額から必要経費を控除した額。

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

民間賃貸住宅への入居相談窓口（あんしん住まいる日野）

民間賃貸住宅への入居にお困りの方向けの相談窓口です。福祉サービス等の紹介と民間賃貸住宅のあっせんを行っております。無料でご相談いただけます。

【対 象 者】 民間賃貸住宅の入居にお困りの方

【相 談 日】 毎週木曜日（祝日・年末年始を除く）

①午後1時～午後1時45分 ②午後2時～午後2時45分

③午後3時～午後3時45分 ④午後4時～午後4時45分

※ご利用の際は必ず事前に予約願います。
【予　　約】日野市社会福祉協議会　050－3537－5765
【問 合 せ】日野市都市計画課
［電　　話］042－514－8371

◎緊急・安全

重度心身障害者等緊急通報システム　（身）（知）（難）

家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥ったとき無線発報器等（貸与）を押すことにより認定通報事業者が119番通報するとともに現場派遣員が駆けつけ、速やかな救助を行います。

【対 象 者】在宅で一人暮らし等の18歳以上の身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する心身障害者及び難病患者で次に該当する方

① 医療機関等に通院の必要があり、かつ、緊急時に連絡が困難な方
② 内部障害者で、発作を起こすおそれのある者又は重度の身体障害者で、電話使用が困難な方
③ その他市長が特に必要と認めた方

【申請・問合せ】日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

心身障害者（児）一時保護事業（施設）　（身）（知）

市が確保している一時保護用ベッド枠を、緊急的に保護が必要であると認められた方が利用できます。

【対 象 者】重症心身障害者で医学的管理下において保護する必要のある方又は18歳以上の愛の手帳（2～4度相当）を所持する方（原則として65歳以上の方及び介護保険法に基づくサービスの給付対象となる方は除く。）

【利用条件】

① 保護者等の疾病（入院）、出産、事故等のとき
② 保護者等が近親者の冠婚葬祭等に出席するとき
③ 保護者等が同居家族の通う学校等が主催する会合、行事等に出席するとき
④ 保護者等の休養等のとき（①～③の方が優先となります。利用日が重なった場合は、利用できないことがあります。）

【利用方法】利用前にあらかじめ利用登録の申請が必要になります。
【保護場所】社会福祉法人日本心身障害児協会島田療育センター
　　社会福祉法人東京都社会福祉事業団東京都七生福祉園
【申請・問合せ】日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

在宅人工呼吸器用自家発電装置購入費助成事業　（身）

災害等による停電時に人工呼吸器に電力供給するための自家発電装置等の購入費の一部を補助します。

【対 象 者】在宅で人工呼吸器を使用している市内在住の障害者

※ただし、指定難病患者の方（原則常時人工呼吸器を使用している者）が自家発電装置の設置を希望する場合は、次ページの「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業」が対象となります。

【対象機器・補助金額】

- 自家発電装置（基準額　150，000円）
- 蓄電池本体（基準額　104，000円）

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（ざいたくじんこうこきゅうきしようなんびょうかんじゃひじょうようでんげんせつびせいびじぎょう） （難）

都内在住の在宅難病患者に対し人工呼吸療法を実施する医療機関が、電力不足に備えて在宅人工呼吸器使用難病患者に非常用電源設備を無償貸与する場合の購入経費を補助します。（補助対象は「医療機関」）

【補助対象者】 都内に居住する在宅難病患者に対し、人工呼吸療法を実施する医療機関

【対象となる在宅難病患者】 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定されている指定難病又は東京都難病医療費助成対象疾病にり患し、原則常時人工呼吸器を使用している在宅難病患者　※詳細は要問合せ

【対象機器・補助金額】

- 自家発電装置（基準額　212,000 円）
- 無停電電源装置（基準額　41,100 円）
- 蓄電池（基準額　104,000 円）

【問 合 せ】 受診先の病院へご相談ください。

避難行動要支援者情報提供確認（ひなんこうどうようしえんしゃじょうほうていきょうかくにん） （身）（知）（精）（難）

災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）が、支援者からの支援や情報提供が速やかに受けられるよう、避難行動要支援者の名簿を整備し、関係機関に提供しています。

【内　　容】 日野市では、避難行動要支援者の名簿を整備し、本人またはご家族の同意を得た上で、災害時に支援者となり得る関係機関等に提供しています。平常時から避難行動要支援者の情報を関係機関に知ってもらうことで、災害時に支援者からの早期の避難支援を受ける可能性を高めます。また、名簿の提供を機に災害に備えた地域主体の支援体制づくりを推進します。

【対 象 者】

① 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が身体障害1、2級の方（ただし、肢体不自由は3級以上の方。）
② 愛の手帳を交付を受けている方
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の方
④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める難病等で、障害福祉サービスの支給決定を受けている方

【申請方法】 障害福祉課窓口にて受付。詳細はお問い合わせください。

【名簿の提供先】 日野警察署、日野消防署、日野市消防団、地域包括支援センター、民生委員、市と協定を締結した自治会・自主防災組織など

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

日野市防災ガイドブックの配布（ひのしぼうさい　はいふ）

令和5年3月に「日野市防災ガイドブック」を作成し、全戸配布いたしました。
点字版と音訳版も作成しておりますので、配布を希望される方は防災安全課までご連絡ください。

ハザードマップ等の防災に役立つ情報が掲載されております。早めの情報収集・避難行動を心がけましょう。

【問 合 せ】 日野市防災安全課

［電　　話］042－514－8962

日野市ホームページ（日野市防災ガイドブック）

［U　R　L］https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/annzen/1023002/1023593.html

じどうしゃじこひがいしゃえんごせいど

自動車事故被害者への援護制度

自動車事故被害者への援護業務を行っています。

【内　　容】

〇介護料等の支給

自動車による交通事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に介護料を支給します。

支給対象者	支給額（月額）
特Ⅰ種（最重度）	99，810円～　226，330円
Ⅰ種（常時要介護）	85，390円～　177，950円
Ⅱ種（随時要介護）	42，700円～　88，980円

※自動車損害賠償保障法施行令別表第一の第1級1号又は2号、第2級1号又は2号に該当する方が介護料を受給できる可能性があります。

〇交通遺児等生活資金貸付

自動車事故により保護者が死亡、又は重度後遺障害者となったご家族（生活困窮家庭）のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行います。

※返還方法は原則として20年以内の月々均等払い（進学・病気等による猶予制度あり）。

支給時期	貸付金額（無利子）
はじめに	155，000円
以後	月額10，000円または20，000円
小・中学校入学時に（希望者のみ）	入学支度金44，000円

〇ナスバ（NASVA）交通事故被害者ホットライン

自動車事故にあって、相談先にお困りの方に対し、上記制度も含め各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しています。

［電　　話］0570－000738

［受付時間］月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～12時、午後1時～4時

【問 合 せ】 独立行政法人 自動車事故対策機構　東京主管支所

［電　　話］03－3621－9941

［F　A　X］03－3621－9944

独立行政法人 自動車事故対策機構

［U　R　L］http://www.nasva.go.jp/sasaeru/index.html

5 手当・年金

◎手当

特別児童扶養手当 （身）（知）（精）（難）

対 象 者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している父・母又は養育者 ①愛の手帳1～3度程度 ②身体障害者手帳1～3級程度、4級の下肢機能障害の一部（下肢機能障害） ③統合失調症、そううつ病、てんかん、自閉スペクトラム症などで重度から中度の場合 ④重複障害（複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当になることがあります） ※原則として、所定の診断書による障害程度の審査があります。	最新月額は日野市ホームページをご確認ください。	①父母又は養育者とその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合 ②障害を有する児童が施設に入所している場合 ③障害を有する児童が当該障害による公的年金等を受給している場合	①障害者手帳 ②医師の診断書（手帳の等級・度数により省略可） ③前年の所得状況がわかるもの（転入者のみ。20歳未満の方は扶養義務者のもの） ※公簿により省略できる場合もあります ④受給者名義の銀行の口座番号がわかるもの ⑤マイナンバーのわかるもの

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

特別障害者手当 （身）（知）（精）（難）

対 象 者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
20歳以上で重度の障害があるため日常生活に常時特別な介護が必要な方 ※愛の手帳おおむね1、2度程度または身体障害者手帳おおむね1、2級程度もしくは重複の障害を有する方（内部障害を有し、常時絶対の安静である必要性が高い方）、それらと同等の疾病、精神の障害を有する方 なお、上記の手帳をお持ちでも非該当となる場合があります	最新月額は日野市ホームページをご確認ください。	①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額を超える場合 ②施設に入所している場合 ③老健・病院に3ケ月を超えて入院している場合（受給中、老健・病院に3ケ月を超えて入院した場合は、資格喪失となります）	①認定診断書 ②本人名義の銀行の口座番号がわかるもの ③前年の所得状況がわかるもの（転入者のみ）※公簿確認により省略できる場合もあります ④公的年金証書の写し ⑤マイナンバーのわかるもの

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当 （身）（知）（精）（難）

対 象 者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
20歳未満で重度の障害があるため日常生活において常時の介護が必要な方 ※愛の手帳おおむね1、2度程度または身体障害者手帳おおむね1、2級程度もしくは重複の障害を有する方（内部障害を有し、常時絶対の安静である必要性が高い方）、それらと同等の疾病、精神の障害を有する方 なお、上記の手帳をお持ちでも非該当となる場合があります	最新月額は日野市ホームページをご確認ください。	①受給者・扶養義務者の所得が一定額を超える場合 ②施設に入所している場合 ③障害年金などを受給している場合	①認定診断書 ②本人名義の銀行の口座番号がわかるもの ③扶養義務者の前年の所得状況がわかるもの（転入者のみ） ※公簿確認により省略できる場合もあります ④マイナンバーのわかるもの

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

じゅうどしんしんしょうがいしゃてあて
重度心身障害者手当 （身）（知）（精）（難）

対 象 者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
市内に住民登録があり65歳未満の方で、次のいずれかの障害を有する方 ①重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害であって、身体障害者手帳おおむね1、2級程度の身体障害を有する方 ③重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方 なお、3歳未満の乳幼児又は脳出血、頭部外傷、脳挫傷、低酸素脳症などの発症から6カ月以上経過していない方は、障害が固定するまで医学的判断ができない場合がありますので、障害が固定してから申請してください。	60，000円	①施設に入所している場合 ②65歳以上の新規申請 ③継続して3カ月を超えて入院されている場合。（3カ月を超えない方は入院中でも申請可能です。） ④所得が一定額を超える場合	①印鑑 ②前年の所得状況がわかるもの（転入者のみ。20歳未満の方は扶養義務者のもの） ※公簿確認により省略できる場合もあります ③マイナンバーのわかるもの

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

日野市心身障害者(児)福祉手当（身）（知）（難）

対 象 者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
①身体障害者手帳1、2級の方 ②愛の手帳1～3度の方 ③脳性まひの方 ④進行性筋萎縮症の方	20歳以上の方 15，500円 20歳未満の方 12，000円	①施設に入所している場合 ②20歳以上で所得が一定額を超える方 ③65歳以上で対象となった方	①障害者手帳 ②本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ③所得の証明書またはマイナンバー（20歳以上の転入者のみ）
①身体障害者手帳3、4級の方 ②愛の手帳4度の方	8，000円		
身体障害者手帳1～4級と愛の手帳1～4度の両方をお持ちの方	上記に加えて 3，000円		
難病医療費助成を受けている方	10，000円		①難病医療受給者証または難病医療券 ②本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ③所得の証明書またはマイナンバー（20歳以上の転入者のみ）

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

児童扶養手当(国制度)

対 象 者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
父又は母がいないか、内部障害を除く重度の障害者（身体障害者手帳おおむね1、2級程度）である場合等で、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童（児童が身体障害者手帳おおむね1～3級の障害を有する場合は20歳未満）を養育している父又は母又は養育者	所得等により変わります。 詳しくは子育て課にお問合せください。	①申請者が父又は母で、事実婚状態にある場合。ただし、父又は母が重度の障害による事由を除く。 ②所得が限度額を超える場合 ③対象児童が施設に入所している場合 ④公的年金受給額（障害年金は子の加算分）が児童扶養手当額以上の場合 ⑤国内に住所を有しない場合	①本人確認書類 ②戸籍謄本 ③銀行通帳等 ④愛の手帳、身体障害者手帳等 ⑤その他 詳しくは子育て課にお問合せください。

【手 続 先】 日野市子育て課
［電　　話］042－514－8598

じどういくせいてあて　いくせいてあて　　とせいど
児童育成手当（育成手当）（都制度）

対 象 者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
父又は母が、重度障害の状態（身体障害者手帳おおむね1、2級程度）である場合等で、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している父母または養育者	児童1人につき13，500円	①所得が限度額を超える場合 ②対象児童が児童福祉施設等（里親を除く）に入所している場合	①本人確認書類 ②戸籍謄本 ③銀行通帳等 ④愛の手帳、身体障害者手帳等 ⑤その他 詳しくは子育て課にお問合せください。

【手 続 先】 日野市子育て課
［電　　話］042－514－8598

じどういくせいてあて　しょうがいてあて　　とせいど
児童育成手当（障害手当）（都制度）

対 象 者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を養育している父母または養育者 ① 身体障害者手帳1、2級程度の児童 ② 愛の手帳1、2、3度程度の児童 ③ 脳性まひ又は進行性筋萎縮症の児童	児童1人につき15，500円	①所得が限度額を超える場合 ②対象児童が児童福祉施設等（里親を除く）に入所している場合	①本人確認書類 ②銀行通帳等 ③愛の手帳、身体障害者手帳等 ④その他 詳しくは子育て課にお問合せください。

【手 続 先】 日野市子育て課
［電　　話］042－514－8598

ねんきん
◎年金

こくみんねんきんしょうがい き　そ ねんきん
国民年金障害基礎年金

初診日が次のいずれかの時に（国民年金加入中のとき、20歳前で年金未加入のとき、60歳以上65歳未満で日本に住所があるとき）、病気やけがにより障害が残った場合、その障害の状態が法令に定められる障害の状態に該当する場合に支給されます。また、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

【申請方法】 以下を保険年金課に持参してください

① 診断書（窓口で相談後、必要な診断書と診断書に記載する日付についてご案内します）
② 発病から現在までの「病歴・就労状況等申立書」（窓口でお渡しします）
③ 請求者本人名義の通帳
④ 年金手帳や基礎年金番号通知書等の基礎年金番号が確認できる書類
⑤ 本人確認書類　免許証、マイナンバーカード　など
⑥ 受診状況等証明書（初診日の証明書類です。必要な場合は窓口でお渡しします）

⑦ その他必要に応じて、障害者手帳の写し、戸籍謄本、課税・非課税証明書　など

＜次のような場合は、手続きが必要です＞

① 障害基礎年金の更新のとき

② 受給者の死亡

【給付金額】 毎年改定されますので保険年金課にお問い合わせください。

【手 続 先】 日野市保険年金課

［電　　話］042－514－8289

厚生年金か第三号加入中に初診日のある方：立川年金事務所（電話 042－523－0352（代））

共済年金に加入中に初診日のある方：各共済組合

◎その他（た）

心身障害者扶養共済制度（しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど）

保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

【対 象 者】 以下条件を満たす方が申請できます。

〇保護者

① 心身障害者の保護者であること

② 東京都内に住所があること

③ 特別な疾病や障害が無く、生命保険契約の対象となる健康状態であること

④ 加入年度の初日（4月1日）に65歳未満であること

〇心身障害者の範囲

① 身体障害者手帳1～3級を所持する方

② 知的障害者

③ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同程度である方

【掛　　金】 加入者の加入時年齢により決まります。掛金は改定されることがあります。納付期間は20年以上です。詳しくはお問い合わせください。

【支 給 額】 1口当たり2万円

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

ちょこっと共済（東京都市町村民交通災害共済）（きょうさい　とうきょうとしちょうそんみんこうつうさいがいきょうさい）

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、児童扶養手当又は育成手当を受給している親と子（義務教育終了の子は除く）の方は、公費負担により、ちょこっと共済Bコースに一括加入しています。交通事故で治療を受けた場合に見舞金を支給します。（事故の程度や治療回数により見舞金が決まります。）

【申請方法】 見舞金請求方法は、防災安全課へお問い合わせください。なお、見舞金請求時は「交通事故証明書」の提出が必要です。交通事故にあった場合は、すぐに警察へ連絡してください（交通事故時に警察へ届出をしないと交通事故証明書を発行してもらえなくなります）。

【見舞金額】 治療程度により定められております。詳細はお問い合わせください。

【手 続 先】 日野市防災安全課

［電　　話］042－514－8963

6 医療費の助成

自立支援医療（更生医療） （身）

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方に対し、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。原則医療保険費の1割負担。なお、市民税所得割額や本人収入により1か月あたりの負担上限額を設定します。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 身体障害者手帳
② 健康保険情報の分かるもの
③ 印鑑
④ 更生医療概略書等（障害福祉課でお渡ししています。疾病によって必要な書類が異なります）
⑤ マイナンバーのわかるもの
⑥ 本人確認書類（免許証等）

【制限など】

① 市民税所得割額一定以上の世帯の方は給付の対象外（「重度かつ継続」対象者を除く）。
② 自立支援医療（更生医療）は、指定された病院、薬局等でなければ取り扱うことができません。
③ 世帯員の市民税額・医療の内容によって対象とならない場合もあります。

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険・指定した病院薬局等の変更
② 治療内容の変更
③ 受給者証の紛失破損等による再交付
④ 対象者の死亡

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

自立支援医療（育成医療） （身）

身体に障害のある18歳未満の児童で、手術などにより障害の除去や、程度の軽減が確実に期待できる方に、指定自立支援医療機関において必要な治療を行います。原則医療保険費の原則1割負担です。世帯所得に応じ1か月あたりの負担上限額を設定します。

【対 象 者】 以下の疾病が手術等によって、確実な治療の効果が期待される18歳未満の児童（ただし、所得制限があります）。

①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤心臓機能障害
⑥腎臓機能障害 ⑦小腸機能障害 ⑧肝臓機能障害 ⑨その他の内臓障害 ⑩免疫機能障害

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 健康保険情報のわかるもの
② 指定自立支援医療機関の担当医師が作成した自立支援医療（育成医療）意見書
③ マイナンバーのわかるもの
④ 腎臓機能障害に対する人工透析療法の受診者については、特定疾病療養受療証の写し
⑤ 免疫機能障害の受診者については、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害意見書

【制限など】

① 市民税所得割額一定以上の世帯の方は給付の対象外（「重度かつ継続」対象者を除く）。

② 入院時の食事代は助成対象外です。
③ 治療費の支払い後の還付請求はできません。

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険・指定した病院薬局等の変更
② 治療内容の変更
③ 受給者証の紛失破損等による再交付
④ 対象児童の死亡

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

自立支援医療（精神通院医療）（じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう） （精）

精神疾患の通院による治療を継続的に受ける必要がある方に対し、医療保険適用を受けた通院医療費を助成しています。医療費は原則1割負担になります。ただし、利用者本人の収入や世帯の所得・疾患等に応じて、1か月あたりの負担上限額が設定されています。非課税世帯の場合、自己負担分の助成もあります。

【対 象 者】 精神疾患のため、継続的な通院を必要とする方。（てんかん含む）

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 健康保険情報のわかるもの
② 指定自立支援医療機関の医師が作成した自立支援医療診断書（精神通院）
※精神障害者保健福祉手帳を診断書により同時に申請する場合は、省略可能。
※更新の際は不要の場合があります。
③ マイナンバーのわかるもの
④ 本人確認書類（免許証等）
⑤ 既に所持している場合は、自立支援医療（精神通院）受給者証、精神障害者保健福祉手帳、国保受給者証

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険・指定した病院薬局等の変更
② 受給者証の紛失破損等による再交付
③ 対象者の死亡
④ 有効期間満了後も継続利用する場合（有効期間満了の3ヶ月前から手続可能です）
⑤ 負担上限額の変更

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

小児精神障害者入院医療費助成（しょうにせいしんしょうがいしゃにゅういんいりょうひじょせい） （精）

各種医療保険適用後の自己負担分を助成しています。ただし、食事療養費は患者負担になります。

【対 象 者】 都内に住民登録があり、精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の方（ただし、継続入院の場合は、20歳の誕生月の末日まで延長が可能です）。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 小児精神障害者入院医療費助成診断書
② 健康保険情報のわかるもの
③ 住民票（患者本人と申請者の続柄が分かるもの・マイナンバー記載不要・3ヶ月以内に発行されたもの）

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険・指定した病院の変更

② 受給者証の紛失・破損等による再交付
③ 対象児童の死亡
④ 継続して入院治療を行う場合

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

心身障害者医療費助成（マル障） （身）（知）（精）

交付される受給者証を医療機関に提示することで、医療保険対象医療費の自己負担金の全部又は一部を助成しています。

【対 象 者】 次の①②に該当する場合に申請を行うことができます。

① 以下の手帳のうち、いずれかを所持している方（いずれも65歳未満で交付を受けていること）
- 身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）
- 愛の手帳1、2度
- 精神障害者保健福祉手帳1級

② 国民健康保険の世帯主等及び健康保険等各種医療保険の被保険者又は被扶養者

※次の場合は対象となりません。
- 前年度の障害者本人の所得（20歳未満の場合は、その方が加入している国民健康保険の世帯主又は社会保険の被保険者及び組合員等）が一定の限度額を超えている方。
- 生活保護を受給されている方
- 後期高齢者医療制度の加入者で住民税が課税されている方

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください

① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
② 健康保険情報のわかる書類（マイナポータル画面の提示も可）
③ 転入の方は、課税（非課税）証明書

※マイナンバーをご提供いただいた場合、③課税（非課税）証明書の添付を省略できます。（申請者が20歳未満の場合は、加入している国民健康保険の世帯主又は社会保険の被保険者及び組合員等のマイナンバーもご提供いただく必要があります。）

※都内からの転入の方は交付状況連絡票があれば課税（非課税）証明書は不要です。

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険の変更
② 受給者証の紛失破損等による再交付
③ 医療費の償還払い（都外の医療機関を受診したときや、受給者証を提示しなかったこと等により医療費の助成を受けられなかった場合）

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

後期高齢者医療制度 （身）（知）（精）

65歳以上75歳未満で身体障害者手帳1～3級及び4級の一部（音声、言語、そしゃく、下肢機能障害の一部）を所持する方、愛の手帳1～2度を所持する方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。なお、後期高齢者医療制度に加入されることにより、医療費の自己負担割合、保険料等が変更となる場合がありますので、申請前に保険年金課にお問い合わせください。

【申請方法】 以下を保険年金課に持参してください

① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
② （現在加入している）健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
③ マイナンバーのわかるもの

【手 続 先】 日野市保険年金課
［電　　話］042－514－8293

なんびょういりょうひじょせい
難病医療費助成 （難）

対象疾病を治療するための保険適用診療、調剤、訪問看護の自己負担の一部を助成します。利用者本人や世帯の所得等に応じて月額自己負担上限額が設定されます。
※入院時の食事療養・生活療養標準負担額は自己負担になります。なお東京都の審査の結果、助成対象とならない場合があります。

【対 象 者】 国または都の指定する難病にり患しており、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する方
（1）その症状が厚生労働大臣または知事が定める程度の方
（2）（1）に該当しないが、当該疾病の治療に要した医療費総額について、33，330円を超えた月数が、申請を行った日の属する月以前の12か月以内にすでに3か月以上ある方

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください
① 医師が記入した疾病毎の臨床調査個人票
② 健康保険情報のわかるもの（種類により必要範囲が異なります。）
③ マイナンバーのわかるもの
④ 本人確認書類　免許証等

＜次のような場合は、手続が必要です＞
① 住所・氏名・健康保険の変更
② 人工呼吸器を装着
③ 対象疾病の変更・追加
④ 受給者証の紛失破損等による再交付
⑤ 対象者の死亡

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

とくしゅいりょうひじょせい
特殊医療費助成

人工透析を必要とする慢性腎不全の方は、医療保険による特定疾病療養受療証が適用された後の患者自己負担額のうち、1医療機関等につき、人工透析に係る診療（入院・外来ごと）・調剤費ごとに月額1万円を限度に助成します。先天性血液凝固因子欠乏症等の方は、医療保険等を適用された後の患者自己負担のうち、対象疾病に係る診療・調剤費を全額助成します。

【対 象 者】 都内に住所を有し、人工透析を必要とする慢性腎不全の方または先天性血液凝固因子欠乏症等の方。生活保護を受けている方は対象外です。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。
① 健康保険情報のわかるもの
② 特定疾病療養受療証
③ 住民票（後期高齢者医療被保険者証でも代用可）
④ 診断書（先天性血液凝固因子欠乏症等の方）

※マイナンバーをご提供いただいた場合、④の住民票の添付を省略できます。

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険の変更

② 受給者証の紛失破損等による再交付

③ 対象者の死亡

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

しょうにまんせいとくていしっぺいいりょうひじょせい

小児慢性特定疾病医療費助成 （難）

指定された病気にかかりその病状が認定基準に該当する場合に、指定医療機関（病院・診療所・薬局および訪問看護ステーション）で保険適用された診療等を受けた際の自己負担の一部を助成します。所得に応じて月額自己負担上限額が設定されます。

【対 象 者】 18歳未満の児童で、指定された病気にかかりその病状が認定基準に該当する方（ただし、18歳未満で認定を受け、引き続き有効な医療券を交付されている方に限り満20歳未満まで延長可能です）。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 小児慢性特定疾病医療意見書

② 健康保険情報のわかるもの（種類により必要範囲が異なります）

③ マイナンバーのわかるもの

④ 申請者確認書類（免許証等）

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険の変更

② 対象疾病の変更・追加

③ 受給者証の紛失破損等による再交付

④ 対象者の死亡

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる保険診療の患者負担額の合計額から患者一部負担（なし・1万円・2万円）を除いた額を助成します。利用者本人や世帯の所得に応じて月額患者一部負担額が設定されます。

※入院時の食事療養・生活療養標準負担額は自己負担になります。

【対 象 者】 都内に住所を有し、都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、またはB型ウイルス肝炎核酸アナログ製剤治療が必要と診断された方。生活保護を受けている方は対象外です（ただし、社会保険に加入していて生活保護を受けている方は対象です）。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 指定診断書

② 住民票（世帯全員）

③ 健康保険情報のわかるもの

④ 高齢受給者証（70～74歳の方）

⑤ 世帯全員分の課税状況を証明する書類

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険の変更

② 受給者証の紛失破損等による再交付

③ 対象者の死亡

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

肝がん・重度肝硬変医療費助成

肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」による通院治療に限る）に係る医療費で高額療養費算定基準額を超えた月が助成対象月を含め過去1年間で3月以上ある場合、3月目以降の医療費について保険診療の患者負担額の合計額から患者一部負担を除いた額を助成します。利用者本人や世帯の所得に応じて月額患者一部負担額が設定されます。

【対 象 者】 都内に住所を有し、次の（1）から（4）のすべてに該当する方

（1）B 型・C 型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院又は通院治療を受けている方

（2）年収が概ね370万円未満の方（ただし、生活保護受給者は対象外です）

（3）申請月の前の23か月以内に高額療養算定基準額を超えた月数が2か月以上ある方

（4）肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している方

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 臨床個人調査票及び同意書

② 健康保険情報のわかるもの

③ 高齢受給者証（70～74歳の方）

④ 限度額適用・標準負担額減額認定証

⑤ 住民票

⑥ 区市町村民税課税（非課税）証明書（必要な場合のみ）

⑦ 医療記録票の写し

⑧ 核酸アナログ製剤治療に係る医療券の「自己負担額管理票」の写し（必要な場合のみ）

＜次のような場合は、手続が必要です＞

① 住所・氏名・健康保険の変更

② 受給者証の紛失破損等による再交付

③ 対象者の死亡

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

7 社会参加

◎交通

JR・私鉄運賃 （身）（知）（精）

区　分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50% 介護者も同率	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種及び第2種障害者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	JR線・連絡社線の片道100kmを越える区間。私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 JR線以外の民営鉄道については取扱区間が各社異なります。

① グリーン車／特急料金は除かれます。
② 12歳未満の障害児については、小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はされません。
③ 列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき係員の請求がありましたらご提示ください。
④ 障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めください。
⑤ 民営鉄道の障害者割引についてはJRに準じておりますが、詳しくは各社へお問い合わせください。
⑥ 自動車線の定期乗車券は3割引となります。
⑦ 購入方法は、ご利用各社にお問い合わせください。

多摩都市モノレール （身）（知）

区　分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者が介護者付で乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券（小児を除く） 回数乗車券	50% 介護者も同率	多摩モノレール全線
12歳未満の第2種障害者が介護者付で乗車する場合	定期乗車券（介護者のみ）	50%	多摩モノレール全線
第1種身体障害者及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合	割引はありません。		

【問 合 せ】 多摩都市モノレール

［電　　話］042－526－7800

民営バス（みんえい）　（身）（知）（精）

障害者手帳、心身障害者民営バス割引証を運賃支払い時に提示することで普通乗車券50%、定期乗車券30%の割引が適用されます。※定期の割引は身体、知的のみ

【申請方法】 各障害者手帳を持参して障害福祉課に申込ください。

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

航空・旅客船・フェリー（こうくう　りょかくせん）　（身）（知）（精）

各運行会社ごとに運賃の割引が設けられている場合がありますので、運賃支払い方法と併せて各会社にあらかじめお問い合わせください。

都営交通（電車・バス・地下鉄）（とえいこうつう　でんしゃ　ちかてつ）　（身）（知）（精）

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方に都営の公共交通機関を利用する際の無料乗車券を障害福祉課で発行します。

【制限など】

① 東京都発行のシルバーパスとの併用はできません。

② JR線・私鉄・東京メトロ線では利用できません。

③ 定期乗車券50%割引（都バスの定期券は30%）（手帳提示が必要）となります。

④ 手帳の提示のみの場合は、普通乗車券50%割引となります。

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

タクシー　（身）（知）（精）

タクシーを利用する際に、各種障害者手帳の提示により、タクシー運賃が10%割引になることがあります。
乗車前に障害者割引が適用になるタクシーであるか確認してください。

【問 合 せ】 各タクシー会社

日野市福祉タクシー利用券（ひのしふくしりようけん）　（身）（知）（精）

障害者の社会生活の向上を図るため障害福祉課から発行しています。

【対 象 者】 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方（施設入所者は除く）。また、日野市自動車ガソリン給油券を交付されていない方。

【申請方法】 各障害者手帳を持参して障害福祉課に申込みください。

【利用方法】 当該年度内に有効となる利用券を発行します。市が指定する事業者のみで利用できます。料金を支払う際に、日野市福祉タクシー利用券を渡して清算してください。1回の乗車で使用できる利用券の枚数に制限はありません。毎年3月末に4月から利用できる券を郵送します。

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

日野市自動車ガソリン給油券（身）（知）（精）

心身障害者（児）及びその家族の生活の利便を助長するため障害福祉課から発行しています。

【対 象 者】 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方（施設入所者は除く）、また日野市福祉タクシー利用券を交付されていない方。

【申請方法】 各障害者手帳を持参して障害福祉課に申込みください。

【利用方法】 当該年度内に有効となる券を市が発行します。市が指定する事業者のみで利用できます。料金を支払う際に、日野市自動車ガソリン給油券を渡して清算してください。1回の給油で使用できる利用券の枚数に制限はありません。毎年3月末に4月から利用できる券を郵送します。

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

有料道路通行料金割引（身）（知）

有料道路を利用される障害者（児）に対し、有料道路の料金を軽減する制度です。

【対 象 者】

① 身体障害者手帳の交付を受けた方が自ら運転する、障害者本人または同居の親族等が所有する乗用自動車等（営業用自動車を除く）。

② 第1種身体障害者（児）または第1種知的障害者（児）を乗せて介護者が運転する、障害者本人または同居の親族等および介護者が所有する乗用自動車等（営業用自動車を除く）。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 身体障害者手帳または愛の手帳

② 車検証（自動車登録する場合のみ必要）
※電子車検証をお持ちの方は電子車検証と自動車検査証記録事項をお持ちください。

③ 本人が運転する場合は運転免許証

＜ETC利用の場合は下記も必要となります＞

① 障害者本人名義のETCカード（ただし、18歳未満の第1種障害者（児）で、障害者（児）本人が運転しない場合は、親権者又は法定後見人名義のものも可）

② ETC車載器セットアップ申込書・証明書

【割 引 率】 通常料金の半額。本割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引があります。

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

福祉有償運送（身）（知）（精）

他人の介助がないと移動することが困難であると認められ、かつ、一般の公共交通機関を利用することが難しい方に対し、日常生活の利便、社会参加の促進を図る為に車両での移動支援を行うサービスです。詳しくは直接事業所にお問い合わせください。

【実施団体】

事業所名	問合せ
社会福祉法人日野市社会福祉協議会	［所 在 地］東京都日野市多摩平2丁目8番地の9 日野市福祉支援センターたまだいら内 ［電　　話］042－584－1294（新規相談） 042－582－2320（配車予約）

	［F　A　X］042－583－9205
NPO法人自立生活センター日野	［所 在 地］東京都日野市高幡2番地の9　ウィステリアガーデン1階 ［電　　話］042－592－7401 ［F　A　X］042－594－7402
社会福祉法人幹福祉会	［所 在 地］東京都立川市錦町3丁目1番地の29　サンハイム立川1階 ［電　　話］042－522－6144 ［F　A　X］042－521－1664
一般社団法人イーライフ交通	［所 在 地］東京都日野市日野本町3丁目8番地の2　第２大内ビル ［電　　話］042－843－2155

◎自動車（じどうしゃ）

自動車運転免許取得費の助成（じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひじょせい）　（身）（知）

一般の交通機関の利用が困難な身体障害者の方又は愛の手帳をお持ちの方に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

【対 象 者】 引き続き3か月以上市内に住所を有し、次のすべてに該当する方。

① 運転免許適性試験に合格した3級以上の身体障害者および4度以上の愛の手帳の交付を受けている方（内部障害については4級以上、下肢または体幹にかかる障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で歩行が困難な方）

② 他の制度により運転免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

③ 本人の前年の所得税の年額が40万円以下の方

【内　　容】 道路交通法第84条第3項に規定する第1種普通自動車運転免許取得に直接要する経費を助成します。（直接要する経費：自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料並びに教材費）

【助 成 額】 助成対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）で、所得に応じた助成限度額があります。排気量等の限定解除の助成については、20，600円を限度とします。

【必要なもの】 身体障害者手帳、印鑑、前年の所得税額がわかるもの、運転免許証または免許情報記録個人番号カードの写し、自動車運転免許取得経費証明書（所定の様式を市障害福祉課でお渡しします）

【問 合 せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

自動車改造費の助成（じどうしゃかいぞうひじょせい）　（身）

重度身体障害者の就労等に伴い、自動車の改造に要する経費を助成します。

【対 象 者】 市内在住で、次のすべてに該当する方

① 18歳以上の身体障害者手帳（上肢、下肢又は体幹）1、2級を所持する方

② 前年所得が特別障害者手当に係る所得制限限度額の範囲内

③ 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要があるもの

【利用制限】 再度の助成については、7年を経過した後とします。

【給付内容】 操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部助成します（133，900円を限度とします）。対象車両は一人につき1台とします。

【必要なもの】 身体障害者手帳、印鑑、改造業者の見積書、運転免許証または免許情報記録個人番号カードの

写し、車検証、業者の請求書

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

駐車禁止規制の適用除外（ちゅうしゃきんしきせい　てきようじょがい） （身）（知）（精）

駐車禁止等除外標章の交付を受けた障害者本人が、現に使用中の車両であり、かつ、標章を掲出したものが公安委員会による駐車禁止規制の対象から除外されます。

【交 付 対 象 者】 都内に住所を有し、以下に記載する手帳の種別、障害区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

障害の区分			障害の程度
身体障害者手帳	視覚障害		1～3級、4級の1
	聴覚障害		2級又は3級
	平衡機能障害		3級
	上肢機能障害		1級、2級の1又は2級の2
	下肢機能障害		1～4級
	体幹機能障害		1～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能障害	1～4級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		1又は3級
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		1～3級
	肝臓機能障害		1～3級
愛の手帳			1～2度（3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）
精神障害者保健福祉手帳			1級
小児慢性特定疾病手帳			色素性乾皮症に係る医療費支給認定を受けている方

【手続方法】 以下をご用意いただき日野警察署にお問い合わせください。

① 除外標章交付申請書
② 身体障害者手帳等（原本）
③ 交付対象者の本人確認書類（身体障害者手帳等以外）
④ 現在お持ちの駐車禁止等除外標章がある場合は、その標章

※身体的な理由により交付対象者の来署が困難な場合は、代理申請が可能です。（詳細はホームページ参照）

【手 続 先】 日野警察署

［電　　話］042－586－0110

警視庁ホームページ
［U　R　L］https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/seido/jogai.html

◎外出支援（がいしゅつしえん）

移動支援（いどうしえん） （身）（知）（精）

屋外での移動が困難な方に、外出のための移動を支援することにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【対 象 者】 屋外での移動が困難な小学生以上の方で、以下のいずれかの要件を満たす方

① 身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害を有する方、又は下肢・体幹機能障害もしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する方

② 愛の手帳の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている方

【自己負担】 1割相当の額の負担となります。（生活保護世帯と市町村民税非課税世帯の方は無料）

【利用制限】

① 通所・通勤等、通年かつ長期にわたる外出・通院、営業活動には利用できません。

② 介護保険対象者は、介護保険で認められる外出については利用できません。

③ 障害福祉サービスの同行援護及び重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方については利用できません。

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課 P9（1_相談窓口）参照

盲ろう者通訳・介助者派遣（もうしゃつうやく かいじょしゃはけん） （身）

社会参加を促進するため、盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣します。

【対 象 者】 盲ろう者（視覚障害と聴覚障害を重複して持つ身体障害者（児）であって、身体障害者手帳を所持する方）

【派遣内容】 通訳及び外出時の付添い

【自己負担】 無料（外出に必要な交通費は、通訳・介助者分も含めて自己負担）

【問 合 せ】 認定 NPO 法人 東京盲ろう者友の会

［電　　話］03－6228－1282

［F A X］03－6228－1283

［E メール］tokyo-db@tokyo-db.or.jp

身体障害者補助犬の給付（しんたいしょうがいしゃほじょけん きゅうふ） （身）

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者に対して、身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬（以下「補助犬」）を無料で給付します。ただし、飼育料等は自己負担となります。

【対 象 者】

① 都内に概ね1年以上居住する満18歳以上の在宅の方で、以下の障害をお持ちの方

盲導犬：身体障害者手帳（視覚）1級を所持する方

介助犬：身体障害者手帳（肢体）1、2級を所持する方

聴導犬：身体障害者手帳（聴覚）2級を所持する方

② 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が一定未満の方

③ 自宅以外の家屋に居住する方にあっては、その家屋の所有者又は管理する者の承諾を得られること
④ 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理できると認められること
⑤ 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること

【申請方法】 身体障害者手帳を障害福祉課に持参してください。

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

◎スポーツ・文化・余暇・学習

東京都障害者スポーツ大会

毎年5月中旬頃から、陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、ボウリング、フライングディスク、ボッチャ競技等を実施しています。

※競技により実施日、申込期間等が異なりますのでご注意ください。

【参加対象者】 原則として障害者手帳を所持する方、手帳取得の対象に準ずる障害のある方で、毎年4月1日現在で中学生以上の方

【問 合 せ】 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
［電　　話］03－6265－6001
［F　A　X］03－6265－6077

東京都障害者休養ホーム （身）（知）（精）

障害のある方の保養等を目的として、東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。

【対 象 者】 都内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方（有効期限内であること）。等級は問いません。利用者1名につき付添いの方1名（中学生以上の方。都内在住の方に限りません）。

【受付締切】 利用日の3週間前まで

【助 成 額】 障害者（大人）6，490円まで、障害者（こども）5，770円まで、付添者（大人）3，250円まで

【助成回数】 年度内（4月1日から翌年3月31日）2泊まで。但し、予算の範囲内で助成することとし、利用助成を制限させて頂くことがございます。

【申請書配布先】 日野市障害福祉課

【申請・問合せ先】 公益財団法人日本チャリティ協会
［電　　話］03－3353－5942
［F　A　X］03－3359－7964
＊ご利用になる前に、必ずパンフレットをお読みください。

東京都福祉局ホームページ「東京都障害者休養ホーム事業」
［U　R　L］https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/kyuyohome.html

日野市障害者訪問学級

→P94～（11_子ども）参照

日野市内公共施設の使用料（入館料）免除（身）（知）（精）

以下の施設について身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により使用料が免除となります。

名称	所在・問合せ先
七ツ塚ファーマーズセンター	［所 在 地］東京都日野市新町５－20－1 ［電　　話］042－586－6831
東部会館	［所 在 地］東京都日野市石田１－11－1 ［電　　話］042－583－4311
ひの市民活動支援センター本館	［所 在 地］東京都日野市多摩平１－10－1 ［電　　話］042－586－6251
生活・保健センター	［所 在 地］東京都日野市日野本町１－６－２ ［電　　話］042－581－6500
落川交流センター	［所 在 地］東京都日野市落川1400 ［電　　話］042－594－7727
新町交流センター	［所 在 地］東京都日野市新町１－13（都営日野新町１丁目アパート 11 号棟） ［電　　話］042－587－2141
多摩平交流センター	［所 在 地］東京都日野市多摩平２－９（多摩平の森ふれあい館内） ［電　　話］042－585－2000
平山交流センター	［所 在 地］東京都日野市平山５－18－２（平山季重ふれあい館内） ［電　　話］042－591－7811
万願寺交流センター	［所 在 地］東京都日野市万願寺４－20－12（万願寺中央公園内） ［電　　話］042－589－7272
南平駅西交流センター	［所 在 地］東京都日野市平山４－18－１（都営平山4丁目アパート6号棟） ［電　　話］042－594－7500

【問 合 せ】各施設

新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣の入館料免除（身）（知）（精）

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示で、本人と介護者1名が無料となります。

名称	所在・問合せ先
新選組のふるさと歴史館	［所 在 地］東京都日野市神明４－16－１ ［電　　話］042－583－5100 ［F　A　X］042－584－5224
日野宿本陣	［所 在 地］東京都日野市日野本町２－15－９ ［電　　話］042－583－5100 ［F　A　X］042－584－5224

【問 合 せ】日野市ふるさと文化財課（新選組のふるさと歴史館内）
［電　　話］042－583－5100
［F　A　X］042－584－5224
［E メール］shinsenr@city.hino.lg.jp

とりつこうえんとう　むりょうにゅうじょう
都立公園等の無料入場　（身）（知）（精）

有料の都立公園等は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の窓口提示により、本人と付添者の方は、入園料が無料となります。

【問 合 せ】 東京都建設局公園緑地部公園課
［電　　話］03－5320－5376

とりつこうえんちゅうしゃじょう　むりょうりよう
都立公園駐車場の無料利用　（身）（知）（精）

特定の都立公園の有料駐車場は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、無料で駐車場を利用できます。

【問 合 せ】 （公財）東京都公園協会公園事業部営業課
［電　　話］03－3232－3138

とりつぶんかしせつ　むりょうにゅうじょう
都立文化施設の無料入場　（身）（知）（精）

特定の都立文化施設は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳の窓口提示により、本人と付添者の方は、入場料が無料となります。
（展覧会により無料とならない場合もあります。展示内容や開館情報等、詳細は各施設までお問い合わせください。）

【対象施設】 東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館

【問 合 せ】 各施設

かいじょうこうえんとう　むりょうにゅうじょう
海上公園等の無料入場　（身）（知）（精）

特定の海上公園は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の窓口提示により、本人と付添者1名の方は、入園料が無料となります。

【対象施設】 東京港野鳥公園
［電　　話］03－3799－5031

こうきょうちゅうしゃじょう　わりびき
公共駐車場の割引　（身）（知）（精）

特定の公共駐車場は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、無料もしくは割引で駐車場を利用できます。

【利用方法】 精算所で申し出てください。
※無人精算機の場合は管理室に申し出てください。
※係員のいない駐車場は割引になりません。事前にご確認ください。

【問 合 せ】 東京都道路整備保全公社
［電　　話］03－5638－3760

粗大ごみふれあい収集（そだいごみふれあいしゅうしゅう） （身）

粗大ごみを収集に出す際、自ら運びだすことが困難で、身近な方からのご協力を得られない場合に限り、事前申込みで室内からの運び出しを行います。

※大人2人で容易に持ち運びができ、通路（玄関、階段、入口等）から運び出せるものに限ります。また、解体作業が必要なものは収集できません。

【対 象 者】

① 65歳以上の高齢者のみの世帯

② 身体障害者手帳1、2級所持者のみの世帯

【申込み先】 株式会社日野環境保全

［電　　話］042－581－4331

投票に係る支援（とうひょうにかかるしえん） （身）（知）（精）（難）

郵便等による 不在者投票制度	身体障害者手帳等をお持ちで、定められた要件に該当する方は、自宅等で不在者投票（郵便等投票）をすることができます。

【対 象 者】 次の表に該当する方

手 帳 等 の 種 類	障 害 等	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【手続方法】 事前に「郵便等投票証明書」の交付を日野市選挙管理委員会事務局に申請してください。

※郵便等投票の対象の方で、自ら記載をすることができない方のうち、次の表に該当する方は投票の代理記載をしてもらうことができます。代理記載できる方は、選挙権を有する方で、日野市選挙管理委員会事務局への事前の申請が必要です。

手 帳 等 の 種 類	障 害 等	障害等の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

代理投票・点字投票	投票所では字を書くことが困難な方や目の不自由な方のために「代理投票」や「点字投票」の制度があります。希望される場合は投票所でお申し出ください。

- 代理投票：からだが不自由等で自書できない方は、投票所の係員の代筆にて投票ができます。
- 点字投票：視覚に障害のある方は、投票所で申し出ることにより、点字器を使用して投票ができます。

投票に関する その他の取り組み	どなたでも支障なく投票を行えるよう、投票前にお配りするご案内や、投票所で以下のような取り組みを行っています。

〇投票前のご案内

- 市ホームページへの投票支援カードの掲載（投票支援カードは、下記ホームページ（投票所へ行くことが不安な方は）をご覧ください）
- 投票所入場整理券封筒への音声コードの印刷
- 投票所入場整理券封筒への点字シールの貼付※
- 音声CD・点字による広報ひの選挙特集号の配付※
- 音声CD・点字による選挙のお知らせ（選挙公報）の配付※

  ※印のついた印刷物の配付を希望される方は、日野市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

〇投票所での取り組み

- スロープの設置
- 車いすの配置
- 車いす用記載台の設置
- 投票支援カードの配置
- コミュニケーションボードの配置
- 筆談器の配置
- 点字の候補者氏名等一覧の配置
- 投票箱の投函口への点字シールの貼付
- 手話通訳者の手配

  ※手話通訳は全投票所でご利用いただけますが、投票所に待機していないため、予め投票所へお越しになる時間帯等を日野市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

【問 合 せ】 日野市選挙管理委員会事務局
［電　　話］042－514－8806

日野市ホームページ（選挙で投票するには）
［U　R　L］https://www.city.hino.lg.jp/shisei/senkyo/touhyo/index.html

日野市ホームページ（重度の障害がある方は（郵便等投票のご利用を））
［U　R　L］https://www.city.hino.lg.jp/shisei/senkyo/touhyo/1025433.html

日野市ホームページ（投票所へ行くことが不安な方は）
［U　R　L］https://www.city.hino.lg.jp/shisei/senkyo/touhyo/1025439.html

8 講習

◎聴覚障害者対象

東京都読話講習会 （身）

唇の読み取り、会話の練習などの読話技術指導を行い、コミュニケーション技術の習得を図ります。

【対 象 者】 18歳以上で中途失聴・難聴者で身体障害者手帳（聴覚）を所持する方

【自己負担】 無料（テキストは有料）

【問 合 せ】 東京手話通訳等派遣センター

［電　　話］03－3352－3335

［F　A　X］03－3354－6868

中途失聴者・難聴者手話講習会 （身）

手話の経験がない方から手話による日常会話が可能な方までを対象に、手話技術についての講習を開催します。

【対 象 者】 都内在住、在勤の中途失聴者及び難聴者

【自己負担】 無料（テキストは有料）

【問 合 せ】 東京都福祉局障害者施策推進部企画課意思疎通支援担当

［電　　話］03－5320－4147

［F　A　X］03－5388－1413

◎視覚障害者対象

視覚障害者のための家庭生活訓練など （身）

家庭生活訓練、盲青年等社会生活教室、中途失明者緊急生活訓練など、視覚障害者のための事業を行っています。

【対 象 者】 原則として18歳以上の身体障害者手帳（視覚）を所持する都内在住の方

【自己負担】 教材費、テキスト代

【問 合 せ】 東京都盲人福祉協会

［所 在 地］東京都新宿区高田馬場1－9－23

［電　　話］03－3208－9001

◎音声・言語障害者対象

喉頭摘出者発声訓練 （身）

喉頭摘出者に対し、発声訓練を行います。

【対 象 者】 疾病等で喉頭を摘出し、発声機能を喪失した方（喉頭摘出者）

【訓練内容】
① 食道発声訓練
② 電気式人工喉頭による発声訓練
③ シャント式発声訓練
【自己負担】 会金・年会費有
【問 合 せ】 公益社団法人銀鈴会
［電　　話］ 03－3436－1820
［F　A　X］ 03－3436－3497

◎その他

オストメイト社会適応訓練 （身）

ストマの衛生管理、ストマ用装具の装着訓練など、社会復帰にかかる諸問題についての講習を行います。
【対 象 者】 人工肛門また人工膀胱を造設した方
【自己負担】 無料
【問 合 せ】 公益社団法人日本オストミー協会東京都協議会
［電　　話］ 03－5272－3550（火曜日、金曜日のみ）

重度身体障害者在宅パソコン講習 （身）

身体的に重度の障害がある方に対し、自宅にいながらにして就労に必要な情報技術を学ぶ講座を開催します。
【対 象 者】 身体障害者手帳（1～3級）を所持する方で、次のすべてに該当する方。
① 在宅等で週20～30時間程度の学習時間を確保できる方
② 高校卒業程度の学力を有する方
③ 都内に住所を有する方
【講習期間】 2年間
【利 用 料】 無料
【問 合 せ】 社会福祉法人東京コロニー職能開発室
［電　　話］ 03－6914－0859

社会福祉法人東京コロニー職能開発室ホームページ
［U　R　L］ https:// www.tocolo.or.jp/syokunou/

9　税金の軽減・各種割引

◎税金

住民税における障害者控除　（身）（知）（精）

納税者又は扶養親族（配偶者を含む）が障害者である場合は、納税者の所得から控除が行われ、課税対象額が少なくなります。

【申請方法】 所得税の確定申告で障害者控除を申告した場合やお勤め先の年末調整で障害者控除の適用を受けている場合を除き市民税課に申告する必要があります。

【住民税控除額】

1人について30万円 同居の控除対象配偶者や 扶養親族の場合は53万円	特別障害者	身体障害者手帳1、2級 愛の手帳1、2度 精神障害者保健福祉手帳1級
1人について26万円	障害者	身体障害者手帳3～6級 愛の手帳3、4度 精神障害者保健福祉手帳2、3級

【手 続 先】 日野市市民税課
［電　　話］042－514－8238
［F　A　X］042－583－4198

住民税の非課税

納税者本人が障害者控除を受けている方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方は住民税が課税されません。

【問 合 せ】 日野市市民税課
［電　　話］042－514－8238
［F　A　X］042－583－4198

所得税控除、贈与税の非課税、相続税の減額

上記については、国税局電話相談センターへお問い合わせください。

【国税局電話相談センター問合せ方法】

① 国税局電話相談センターへ発信（日野税務署：0570－00－5901）
② 音声案内に従い「1」を選択
③ 音声案内に従い、相談する内容の番号を選択（所得税「1」 贈与税・相続税「3」）
※一般的なご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」や「チャットボット」が便利です。

利子等の非課税（りしとう ひかぜい）

預貯金や公社債などの利子等（元本、額面の合計350万円を限度）が非課税になります。

【対 象 者】 障害者手帳を所持する方

【問 合 せ】 各金融機関、証券業者等

自動車税の減免（じどうしゃぜい げんめん） （身）（知）（精）

障害者の方のために使用する自動車税を減免します。

【対 象 者】

障害の区分			障害の程度
身体障害者手帳	視覚障害		1～3級、4級の1
	聴覚障害		2級及び3級
	平衡機能障害		3級及び5級
	上肢機能障害		1級及び2級
	下肢機能障害		1級～6級
	体幹機能障害		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級
		移動機能障害	1級～6級
	音声・言語（喉頭摘出に係るものに限る。）機能障害		3級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		1、3級及び4級
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		1～3級
	肝臓機能障害		1～4級
愛の手帳			1～3度
精神障害者保健福祉手帳を持ち自立支援医療（精神通院）支給認定のある方			1級
戦傷病者手帳			該当する程度はお問い合わせください。

【減免内容】

障害者又はその方と生計を一にする方が所有し、もっぱらその障害者のために使用する自動車について申請により減免されます。

【必要なもの】 障害者手帳、運転免許証、納税義務者の住所が確認できる公的証明書（手帳、免許証で確認できる場合は不要）

※必ず事前にお問い合わせください。

【申請期間】

区　　分	申請期間	減免される税目・適用年度
新規登録により取得した自動車	登録（取得）の日から1カ月以内	自動車税（申請年度）
従来から使用している自動車	当該年度の4月1日から納期限まで（通常は5月31日）	自動車税（申請年度）
	上記以外の時期に申請された場合（事前受付期間）	自動車税（申請年度の翌年度）

【問合せ先】
〇都税総合事務センター（自動車税コールセンター）
［電　　話］03－3525－4066
〇東京都八王子都税事務所事業税課個人事業税班
［所 在 地］東京都八王子市明神町３－19－２
［電　　話］042－644－1111（代）

軽自動車税の減免（けいじどうしゃぜいのげんめん） （身）（知）（精）

障害者のために使用する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者（使用者課税の場合は、その使用者）への軽自動車税が減免されます。

【減免対象】 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下、「軽自動車等」という。）

【対 象 者】 自動車税の対象者に同じ。

【手続について】

① 申請期限は、減免を受ける年度の納期限までです。期限を過ぎるとその年度は減免申請を受けることができません。
② 減免は普通自動車・二輪車を含むすべての自動車のうち、障害者1人に対して1台に限られています。
③ 減免を申請する場合は、納付前にお手続をお願いいたします。

【申請・問合せ】日野市市民税課
［電　　話］042－514－8235
［F　A　X］042－583－4198

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置（じゅうたくのバリアフリーかいしゅうにともなうこていしさんぜいのげんがくそち）

高齢者の方、障害のある方等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分に限り対象住宅にかかる固定資産税の3分の1が減額されます。

【対　　象】 ※詳細はお問い合わせください。

① 新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）
② 床面積が 40平方メートル以上240平方メートル以下であること
③ 一定の要件を満たす改修工事で補助金等を除く自己負担金が50万円を超えるもの

【減額内容】 令和 13 年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った住宅について、工事完了年の翌年度分の家屋に係る固定資産税の3分の1を減額（住宅1戸あたり100平方メートル相当分までに限る）
※ただし、申請には期限があります。

【手 続 先】 日野市資産税課
［電　　話］042－514－8257

個人事業税の減免（こじんじぎょうぜいのげんめん） （身）（知）（精）

事業を営む際の個人事業税が減免になります。

対 象 者	減 免 内 容
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又はその扶養者で、前年の総所得（事業所得以外の所得があるときは合算額）が370万円以下である場合、申請により障害の程度に応じ減免を適用	身体障害者手帳1、2級 愛の手帳1、2度 精神障害者保健福祉手帳1級 1人あたり1万円 上記の手帳をお持ちの方で、上記以外の障害の程度の場合 1人あたり5千円
視覚障害の方で、両眼の（屈折異常のある方については矯正）視力が0．06以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他の医業に類する事業を営む方	非課税

【問 合 せ】 東京都八王子都税事務所事業税課個人事業税班
［電　　話］042－644－1114

◎各種割引（かくしゅわりびき）

放送受信料の減免（ほうそうじゅしんりょうのげんめん） （身）（知）（精）

日本放送協会放送受信規約に基づき、NHK放送受信料が免除されます。

【対 象 者】 下表のとおり

免除内容	対　象　者
全額免除	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯で、NHKの契約世帯全員が市民税非課税の場合
半額免除	視覚・聴覚障害または1、2級の身体障害者手帳、愛の手帳1、2度、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方が世帯主かつ契約者の場合

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

① 各種障害者手帳
② 日野市で課税されていない方で全額免除申請の場合、対象年度の非課税証明書
③ 印鑑

【手 続 先】 日野市障害福祉課　P9（1_相談窓口）参照

郵便料金等の障害者向けサービス（身）

一定の荷物、冊子を郵送する際に、郵便料金を減額します。また、一定条件のもと、通常はがきの無料配布を行っています。

種類	対象物	条　件	減額内容
郵便物	点　字	点字のみを掲げたものを内容とする。	差出の際の注意点があります。お近くの郵便局に確認ください。
	特定録音物等	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社の指定を受けた施設との間で発受される場合。	
ゆうメール	身体障害者用	身体に重度の障害がある方との間で、日本郵便株式会社の指定を受けた施設から発受される場合。	お近くの郵便局でご確認ください。
ゆうパック	点字用	点字のみを掲げたものを内容とする。	
	聴覚障害者用	聴覚障害者用ビデオテープ、その他の録音物を内容とする荷物で、日本郵便株式会社の指定を受けた施設と聴覚障害者の間で発受される場合。	

通常はがき（青い鳥はがき）の無料配布（身）（知）

年1回、4月～5月末日に通常はがき20枚を無料で配付します。

【対 象 者】 身体障害者手帳（1、2級）又は愛の手帳（1、2度）を所持する方

【問 合 せ】

〇お近くの郵便局

※事前に障害者手帳を持って受付をしてください。

〇日本郵政グループお客さまサービス案内センター

［電　　話］（固定電話から） 0120－232－886

（携帯電話から） 0570－046－666（有料）

ふれあい案内（電話番号案内免除措置）（身）（知）（精）

登録する事により、無料で電話番号案内サービスをご利用できます。

【対 象 者】

① 身体障害者手帳を所持し、次のいずれかに該当する方

- 視覚障害　1～6級
- 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2 級
- 聴覚障害　2、3、4、6級
- 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害　3、4級

② 戦傷病者手帳を所持し、次のいずれかに該当する方

- 視力の障害　特別項症～第6項症
- 上肢の障害　特別項症～第2項症
- 聴覚障害　第2項症、第4項症
- 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害　第１項症、第2項症、第4項症

③ 愛の手帳（東京都療育手帳）を所持する方

④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方

【利用方法】 事前の利用登録が必要です。登録の申込みは下記フリーダイヤルにお問い合わせください。

【問 合 せ】 NTT 東日本ふれあい案内事務局

［電　　話］0120－104－174

［F　A　X］0120－104－134

［受付時間］午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

【FAX によるお問い合わせの注意事項】

- お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受付られません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- 返信は FAX で行いますので、FAX を受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。

※具体的なご利用方法については、お問合せください。

市営駐輪場の減免（しえいちゅうりんじょうげんめん） （身）（知）（精）

市営駐輪場をご利用いただく際の利用料金を減免します。

詳細はお問い合わせください。

※一部問い合わせ先については、今後変更する可能性があります。

最新情報についてはホームページをご確認ください。

【対 象 者】

〇全額免除

- 身体・知的・精神障害およびその介護者
- 生活保護受給世帯の方
- 児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者および扶養児童
- 遺族基礎年金受給者および扶養する子

〇5割減免

- 学校教育法に規定する学校などに通学する方

【手続方法】 各手帳、受給証明書など、減免対象を証する証明書を提示してください。

【手 続 先・問合せ先】

〇定期申し込みに関する問合せ先

サイクルパーク日野共同事業体 CYCLE　PARK　コールセンター

［電　　話］050－1722－0014

［受付時間］午前9時30分～午後5時（定休日：土曜日、日曜日、祝日）

〇現地機器に関する問合せ先

高見沢サービス　コールセンター

［電　　話］0120－566－997

［受付時間］24 時間　365 日

日野市ホームページ（市営駐輪場のご案内）

［U　R　L］https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/kotsu/churinjo/1003433.html

10 就労支援

日野市障害者就労支援センターくらしごと

一般就労を希望する方や現に就労している方の相談窓口です。ご家族からの相談や、障害雇用を進める事業主の方からの相談にも応じます。障害者手帳の有無は問いません。ご利用を希望する方は、まずは、電話かメールで予約してください。

※職業をあっせんする場所ではありません。あっせんを希望する方はハローワーク等でご相談ください。

【問 合 せ】 日野市障害者就労支援センターくらしごと

［所 在 地］ 東京都日野市多摩平2－5－1クレヴィア豊田多摩平の森RESIDENCE内サウスレジデンス1階
（にこわーく（日野市障害者・生活就労支援センター）内）

［電　　話］ 042－843－1806

［E メール］ kanto@cosmos.ocn.ne.jp

［受付時間］ 月曜日～金曜日及び第2・4土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後6時

※令和8年4月1日より受付時間を変更しております。

日野市障害者能力開発チャレンジ支援事業「わーくあっぷ」

新しいことに挑戦し、自分の「できること」「好きなこと」を見つける。

そんなきっかけを提供する取り組みの場です。

【内　　容】

〇能力開発チャレンジ支援

就労機会や地域生活が充実するよう、様々な作業や体験を通して、新しい気づきのきっかけになる取り組みを提供します。また、一定期間にこわーくに通所し、経験した作業を通して能力適性を再確認します。

【対 象 者】日中活動系訓練等給付サービスを利用している若しくは利用を予定している者（原則日野市の援護又は支援対象者）等

【問 合 せ】 わーくあっぷ

［所 在 地］ 東京都日野市多摩平2－5－1クレヴィア豊田多摩平の森RESIDENCE内サウスレジデンス1階
（にこわーく（日野市障害者・生活就労支援センター）内）

［電　　話］ 042－843－1008

［F　A　X］ 042－514－8414

［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

東京障害者職業センター多摩支所

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク等と連携しながら、職業相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援等を行います。また、事業主の方に雇用管理等に関する相談・支援も行います。

【問 合 せ】 東京障害者職業センター多摩支所

［所 在 地］ 東京都立川市曙町 2－38－5 立川ビジネスセンタービル5階

［電　　話］ 042－529－3341

［F　A　X］ 042－529－3356

［E メール］ tama-ctr@jeed.go.jp
［受付時間］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時45分～午後5時

とうきょうとしょうがいしゃしょくぎょうのうりょくかいはつこう
東京障害者職業能力開発校

障害のある方を対象とした職業訓練施設です。専門技術やコミュニケーション力など、就職に必要な社会生活スキルの訓練を行い、就職に向けた支援を行います。校内見学の予約も随時受け付けています。

【問 合 せ】 東京障害者職業能力開発校
［所 在 地］ 東京都小平市小川西町 2－34－1
［電　　話］ 042－341－1427（入校相談、見学予約）
［F　A　X］ 042－341－1451

こうえきざいだんほうじんとうきょうざいだん
公益財団法人東京しごと財団

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会 、定着支援等の様々な事業を行っています。

【内　　容】

〇障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、 障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています （飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です）

［電　　話］ 03－5211－5462（飯田橋・多摩共通）
【所在地】（飯田橋）千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター5階
（多　摩）立川市柴崎町 3-9-2 立川駅南口東京都・立川市合同施設3階
［受付時間］ 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

〇就活セミナー

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

〇企業見学

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の企業見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を、見学することが出来ます。

〇職場体験実習

企業で働いた経験がない （少ない）、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを図る場として、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

〇障害者委託訓練事業（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業）

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用しながら、短期の職業訓練を実施します。コースの内容は、ホームページにてご確認ください。なお、該当するのは、次の全てにあてはまる方です。

①身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害保健福祉手帳のいずれかお持ちの方、または知的障害

者・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病があり公的な判定書（意見書・診断書）・難病指定の医療受給者証などをお持ちの方

②居住地管轄のハローワークに休職登録を行い、受講の推薦を受けた方

③職業訓練を通じて就労しようとする意思のある方

【問 合 せ】 公益財団法人東京しごと財団障害者就業支援課

［所 在 地］ 千代田区飯田橋3－10－3 東京しごとセンター8 階

［電　　話］ 03－5211－2681

（公財）東京しごと財団ホームページ

［U R L］ https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/

11　子（こ）ども

◎保育（ほいく）

認可（にんか）・認可外保育施設（にんかがいほいくしせつ）

〇認可保育施設について

- 利用には、保護者（養育者）が就労・疾病・障害等の理由により昼間家庭において保育を受けることが困難である理由（保育が必要な理由）が必要です。
- お子さんの障がい、特性、発達の段階、疾病等、保育を行う上で配慮が必要な方は、入所申請の前に保育課入所担当へご相談ください。保育課では、ご家庭やお子さんの状況などを確認し、入所手続き等に関する相談・助言等を行っています。
- 主治医が、集団での生活（保育）が可能と判断していることが必要です。また、入所申込前に、希望する施設への見学・相談を推奨しています。なお、保育施設では療育や医療行為は行っていません。

【手 続 先】 日野市保育課相談受付係
［電　　話］042－514－8637

〇認可外保育施設について

各施設によって入園要件等が異なり、各施設への問い合わせが必要となります。
施設一覧は、下記ホームページをご確認ください。

日野市ホームページ（保育園の入園）
［ＵＲＬ］https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029011/1028610.html

【手 続 先】 各保育施設

一時保育（いちじほいく）

リフレッシュ、通院、その他の事由により一時的にお子さんを保育する施設については、各施設によって利用要件が異なり、各施設への問い合わせが必要となります。
施設一覧は、下記ホームページをご確認ください。

日野市ホームページ（一時的な保育）
［ＵＲＬ］https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029010/1029201/index.html

【手 続 先】 各保育施設

一時預かり事業（どれみ）（いちじあずかりじぎょう）

医療行為の必要のない2歳以上の未就学児で、障害がある、または発達に支援が必要な方の預かりを実施しています。家族の用事や保護者の休養等の際に利用するもので、仕事を理由とする預かりはできません。（原則月7日まで、30分200円※生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料免除）

【手 続 先】 日野市発達・教育支援センター（エール）　P14（1_相談窓口）参照

学童クラブ入所に関すること （身）（知）（精）

【対 象 者】日野市に在住する、以下の要件を満たす小学校1年生から6年生までの児童。

- 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- 都立特別支援学校に在籍する児童
- 特別支援学級に在籍する児童（普通学級に籍を置き、通級指導学級・特別支援教室に通う児童は含みません）

【要　　件】保護者が就労・疾病・障害等の理由により昼間家庭において保育が行うことができないと認められる場合。（※就労が要件の場合、月曜～土曜の中で午後 2 時以降、かつ週 2 日以上の勤務が必要。）

※入所については、お子さんを安全にお預かりするために、障害の程度や育成方法、施設の状況等を考慮したうえで、決定いたします。また、障害のある児童について、行き帰りは原則として保護者の送迎が必要です。なお、学童クラブでは、医療行為を行うことはできません。

【手 続 先】日野市子育て課

［電　　話］042－514－8636

◎発達支援

未就学児への支援

【内　　容】

〇就学前の児童の発達に遅れや心配がある場合の相談

心理士が、お子様にあった指導について提案します。

〇就学前の児童の発達に遅れや心配がある場合の通園事業（きぼう）

3歳から就学前の子どもを対象に、少人数クラスでの遊びや体験を通して、生活習慣の基礎を作り社会性を身に付ける支援を行います。毎日通うクラス（3歳から、週5日）と、保育園・幼稚園に在籍しながら通うクラス（4歳から、午後に月2回程度）があります。利用には、障害児通所受給者証の取得が必要です。

〇保育所等訪問支援事業

発達に遅れや心配がある就学前の子どもを対象に、訪問支援員が保育園や幼稚園等、その子が過ごしている施設に訪問し、園生活をより充実して過ごせるよう、園の先生方と相談しながら支援を実施します。利用には、障害児通所受給者証の取得が必要です。

【手 続 先】日野市発達・教育支援センター（エール）　P14（1_相談窓口）参照

◎教育

特別支援教育に関すること（就学相談・転学相談など）

特別支援教育とは、幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な教育を行うことです。知的障害、自閉症・情緒障害、難聴、言語障害、発達障害（学習障害：LD、注意欠陥多動性障害：ADHD、高機能自閉症等）により、学習面や集団生活などで困り感がある場合や、発達上、気になる様子や行動がみられる等のご相談をお受けします。

【手 続 先】日野市発達・教育支援センター（エール）　P14（1_相談窓口）参照

※市内小中学校に在籍している児童については、各在籍校へご相談ください。

特別支援教育就学奨励費

特別支援教育就学の特殊性から、保護者の経済的負担を軽減するために、その負担能力の程度に応じ、学校で必要とする費用の一部を援助します。

【申請資格】 日野市に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のいる家庭
※所得要件あり

【手 続 先】 日野市庶務課
［電　　話］042－514－8692

◎医療

医療的ケア児への支援

医療的ケアとは、人口呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為のことです。日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童（18歳以上の高校生等を含む）のことを「医療的ケア児」といいます。

〇医療的ケアを必要とする方への支援

① 障害者手帳→P20（2_手帳）参照
② 日常生活用具費の助成→P32（4_日常生活の支援）参照
③ 訪問入浴サービス→P42（4_日常生活の支援）参照
④ 心身障害者（児）一時保護事業（在宅）→P43（4_日常生活の支援）参照
⑤ 東京都在宅重症心身障害児（者）訪問事業→P43（4_日常生活の支援）参照
⑥ 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業→P43（4_日常生活の支援）参照
⑦ 心身障害者（児）一時保護事業（施設）→P55（4_日常生活の支援）参照
⑧ 医療的ケア児等コーディネーター→医療的ケアを必要とする方とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携し、支援を総合調整する役割を担っています。

医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧

名称	住所	電話番号	ファクス番号
ラピオンナースステーション	日野市南平７丁目２番地の14	042-599-8867	042-599-8868
地域生活相談室　おあしす	日野市程久保 872 番地の１多摩療護園内	042-591-4016	042-591-6893
なごみ在宅介護サービス日野	日野市新町１丁目５番地の35　大沢新町ビル２階	042-843-1022	042-589-2662
特定相談支援事業所　アプア	日野市平山4丁目 28 番地の11	042-594-9391	042-594-9391
SOU 訪問看護ステーション日野	日野市南平3丁目 16 番地の26　１階 201 号室	042-506-7131	042-506-7197

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病の対象の児童に対して、在宅での療養生活を支援するため、身体の状況に応じ日常生活に必要な用具の購入費用の助成を行います。対象の用具の詳細は、日野市ホームページをご確認ください。
所得に応じて自己負担額があります。種目によって対象者や要件等が異なりますので、必ず事前にご相談ください。

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

日野市ホームページ(小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業)
［ＵＲＬ］https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/nanbyo/nanbyo/1030953.html

◎その他

日野市少年学級

市内在住の特別支援教育を受けている小・中学生が事業を通して交流を深めます。月1回の定例会で、リトミックやボウリング大会を行うなど楽しい時間を過ごしています。また、保護者同士での地域の情報交換や自主学習ができる場です。

【対　　象】 市内在住の特別支援教育を受けている小中学生及び保護者、兄弟姉妹、学級の趣旨に賛同する人

【問 合 せ】 生涯学習支援課(中央公民館)
［所 在 地］日野市日野本町7－5－23 日野市中央公民館
［電　　話］042－581－7580

日野市青年・成人学級

様々な障害を持つ青年と一般青年が、「ともに生き、ともに学ぶ」をスローガンに、地域に根差した活動及び生活について学習し、交流する場です。月1回の定例会で、楽しい時間を過ごす貴重な場になっています。青年学級と成人学級、分科会があり、年間60回程度活動しています。

【活動場所】 日野市中央公民館を拠点に市内外、様々な場所

【対　　象】 15 歳以上の青年(成人学級は 25 歳以上)

【問 合 せ】 生涯学習支援課(中央公民館)
［所 在 地］日野市日野本町7－5－23 日野市中央公民館
［電　　話］042－581－7580

日野市障害者訪問学級

ひとりで外出することが困難で、義務教育終了後も、学習意欲のある市内在住の障害者(長期病気等の者も含む)を対象に、受講生宅や病院、施設の学習スペースの確保が可能な場所に講師を派遣し学習機会を提供します。学び続けたいことや社会参加に広く役立つ学習科目の中から、受講生の希望を元に学習計画を立てて実施します。

【問 合 せ】 生涯学習支援課(中央公民館)

［所 在 地］日野市日野本町7－5－23 日野市中央公民館
［電　　話］042－581－7580

子育てひろば

地域の身近な施設で親子がゆったりと過ごしながら子育て相談などができる場として、「子育てひろば」が市内各所にあります。家から近い場所で他の親子たちと出会い、専門のスタッフに子育ての疑問や悩みを相談できる場として、お気軽にご利用ください。

【問 合 せ】 実施施設やご利用方法に関しては、下記ホームページをご確認いただき、各ひろばへお問い合わせください。

日野市ホームページ（子育てひろばの利用方法について）
［U　R　L］https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/shien/hiroba/1000937.html

子育てサークル「ぞうさんの会」

障害や病気のある子どもを育てる親と子のグループです。情報交換や日々のくらしの中での悩みを相談できます。さまざまな個性を持つ子どもたちを育てるのは大変ですが、「ひとりじゃない！子育てを楽しもう！」そんな仲間が集まる、あたたかい場所を目指しています。

【活 動 日】 月1回（平日午前中）
【活動場所】 子ども包括支援センターみらいく、他
［所 在 地］東京都日野市神明1－13－2、他
【対　　象】 0歳以上のお子さまを子育て中のご家庭
【会　　費】 イベント時のみ実費
【問 合 せ】 地域子ども家庭支援センター万願寺「にこにこ」
［電　　話］042－586－1312

その他対象となる制度等

① 相談窓口について→P9～（1_相談窓口）参照
② 日中一時支援（日中、一時的に障害者支援施設等を利用できるサービス：日帰りショートステイ）について→P42（4_日常生活の支援）参照
③ 手当・年金について→P58～（5_手当・年金）参照
④ 医療助成について→P63～（6_医療費の助成）参照

12 施設等案内

点字図書館

視覚障害者等の方に、点字図書や録音図書などの閲覧・貸出し等を行っています。

○豊島区立中央図書館（ひかり文庫）

【問 合 せ】

［所 在 地］東京都豊島区東池袋４－５－２ ライズアリーナビル 5F

［電　　話］03(3983)7864

豊島区立中央図書館
［U　R　L］https://www.library.toshima.tokyo.jp/

○日本点字図書館

【問 合 せ】

［所 在 地］東京都新宿区高田馬場１－23－4

［電　　話］03－3209－0241

日本点字図書館
［U　R　L］https://www.nittento.or.jp/

○東京ヘレン・ケラー協会点字図書館

【問 合 せ】

［所 在 地］東京都新宿区大久保３－14－20

［電　　話］03－3200－0987

東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
［U　R　L］https://www.thka.jp/toshokan/

○日本視覚障害者団体連合点字図書館

【問 合 せ】

［所 在 地］東京都新宿区西早稲田２－18－2

［電　　話］03－3200－6160

日本視覚障害者団体連合点字図書館
［U　R　L］http://nichimou.org/morebooks/borrow/

○ロゴス点字図書館

【問 合 せ】

［所 在 地］東京都江東区潮見２－10－10 日本カトリック会館内

［電　　話］03－5632－4428

ロゴス点字図書館
［U　R　L］https://logos-lib.or.jp

もうじん
盲人ホーム

あん摩師、はり師又はきゅう師の国家資格を有する視覚障害者であって、自営又は雇用が困難な方に施設利用提供及び技術指導を行います。

○光の家鍼灸マッサージホーム

【問 合 せ】

［所 在 地］東京都日野市旭が丘１－17－17

［電　　話］042－581－7109

光の家鍼灸マッサージホーム

［U　R　L］https://www.hikarinoie.org/

○杉光園

【問 合 せ】

［所 在 地］東京都台東区台東３－１－６

［電　　話］03－3831－0990

杉光園

［U　R　L］https://sankouen-sejutusho.com

○盲人自立センター陽光園

【問 合 せ】

［所 在 地］東京都中野区中野２－29－15 サンハイツ中野 203

［電　　話］03－3380－9944

盲人自立センター陽光園

［U　R　L］http://hikarikainakano.com/

ちょうりょくしょうがいしゃじょうほうぶんか　ぶんかきょうようこうざ
聴力障害者情報文化センター（文化教養講座）

聞こえない仲間と共に心と身体をほぐして笑って楽しめる場を提供しています（ヨガ、手話など）。プログラムによっては、聞こえる方が参加できるものもあります。

【対 象 者】 都内に在住、在勤、在学の聴覚障害者（身体障害者手帳の有無は問いません）

※手話サロンは、聞こえない家族がいる聴者の方は参加可能です。

【利 用 料】 無料（材料費負担の場合あり）

【問 合 せ】 聴力障害者情報文化センター

［所 在 地］東京都目黒区五本木1－8－3

［電　　話］03－6833－5004

［F　A　X］03－6833－5005

［E メール］soudan@jyoubun-center.or.jp

こくりつしょうがいしゃ
国立障害者リハビリテーションセンター

障害のある人々の自立した生活と社会参加を支援するため、医療・福祉サービスの提供、新しい技術や機器の

開発、国の政策に資する研究、専門職の人材育成、障害に関する国際協力などを実施している国の組織であり、病院、自立支援局、研究所、学院、企画・情報部、管理部の6部門から構成されています。

【問 合 せ】国立障害者リハビリテーションセンター
［所 在 地］埼玉県所沢市並木４－１
［電　　話］04－2995－3100
［F　A　X］04－2995－3102

障害者（しょうがいしゃ）スポーツセンター

スポーツ・レクリエーションを通じ、障害のある方の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用スポーツ施設です。障害のある方がいつひとりで来ても気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。

【対 象 者】 障害手帳をお持ちの方とその介護者／障害手帳の交付を受けた者と同程度の障害を有する方／障害者の福祉増進を目的とする団体

【内　　容】

〇東京都障害者総合スポーツセンター

体育館・プール・卓球室・STT 室・トレーニング室・多目的室・洋弓場・運動場・庭球場などスポーツ施設のほか、集会室・研修室・印刷室・宿泊施設も併設しています。

〇東京都多摩障害者スポーツセンター＞

体育館・プール・卓球室・STT 室・トレーニング室などスポーツ施設のほか、集会室・印刷室・録音室、宿泊施設も併設しています。

※詳しくは各センターまでお問い合せください。

【利 用 料】 無料（ただし、宿泊は有料）

【休 館 日】 毎週水曜日（祝日のときは木曜日）、祝日の翌日（土曜日・日曜日は開館）、年末年始

【利用時間】 午前9時～午後9時（スポーツ施設の開場時間は施設によって異なります。詳細はお問い合わせください。）

【問 合 せ】

〇東京都障害者総合スポーツセンター

［所 在 地］東京都北区十条台１－２－２
（池袋駅（西巣鴨駅経由）、王子駅より無料送迎サービスあり十条駅より徒歩約10分）
［電　　話］03－3907－5631
［F　A　X］03－3907－5613

東京都障害者総合スポーツセンター
［U　R　L］https://tsad-portal.com/mscd

〇東京都多摩障害者スポーツセンター＞

［所 在 地］東京都国立市富士見台２－１－１
（国立駅、谷保駅より無料送迎バスあり、国立駅より徒歩約20分）
［電　　話］042－573－3811
［F　A　X］042－574－8579

東京都多摩障害者スポーツセンター
［U　R　L］https://tsad-portal.com/tamaspo

全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

障害者の自立更生と福祉の増進および社会参加の促進を図るための多目的施設です。

【内　　容】 会議室、研修室、体育館、宿泊室等を有し、障害者のほか一般の方も利用できます（有料）。その他、障害福祉従事者向け各種研修会を開催しています。

【問 合 せ】 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

［所 在 地］ 東京都新宿区戸山１－22－1

［電　　話］ 03－3204－3611

［F　A　X］ 03－3232－3621

［E メール］ toyama@abox22.so-net.ne.jp

東京都立心身障害者口腔保健センター

歯科治療を行うほか、予防指導、予防処置、摂食機能療法、言語療法、定期健診、栄養指導、保健指導等を行います。

【対 象 者】 地域の歯科医療機関では対応が困難な障害のある方（中等度障害者、要介護高齢者、全身管理を必要とする有病者）

【問 合 せ】 東京都立心身障害者口腔保健センター

［所 在 地］ 東京都新宿区神楽河岸1－1　セントラルプラザ８･9階

［電　　話］ 03－3267－6480

［F　A　X］ 03－3269－1213

東京都障害者福祉会館

障害者・ボランティア及び家族など、障害者の福祉の増進を目的とする関係者を対象とした福祉施設です。

【内　　容】

① 集会室などの公開利用

② 福祉相談（ピアカウンセリング、法律相談）

③ 日常生活情報点訳等サービス

【利用方法】 具体的な利用方法は、事前に下記までお問合せください。

【問 合 せ】 東京都障害者福祉会館

［所 在 地］ 東京都港区芝5－18－2

［電　　話］ 03－3455－6321

［F　A　X］ 03－3453－6550

とよだえききたぐち
豊田駅北口ショップ「わーく・わーく」

市内8カ所の障害福祉サービス事業所が連携し、地域に根差した商品開発や販売を行います。また、市内障害者施設の情報提供、イベント等による地域福祉の推進に取り組んでいます。

【問 合 せ】 豊田駅北口ショップ「わーく・わーく」

［所 在 地］ 東京都日野市多摩平2－5－1クレヴィア豊田多摩平の森RESIDENCE内サウスレジデンス1階
（にこわーく（日野市障害者・生活就労支援センター）内）

［電　　話］ 042－514－8484

［営 業 日］ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時 30 分～午後4時

しょうがいしゃ　かん
障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークには、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。各マークの詳細・使用方法については各関係団体にお問い合わせください。

マーク	説明	問合せ
	○障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることをあらわす、世界共通のマークです。車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ［電　　話］03－5273－0601 ［F　A　X］03－5273－1523
	○盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ［電　　話］03－5291－7885 ［F　A　X］03－5291－7886
	○身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割込みを行った場合には、道路交通法違反になります。	各警察署
	○聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害があることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	○耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ［電　　話］03－3225－5600 ［F　A　X］03－3354－0046
	○ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる目印となるマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉局障害者施策推進部 ［電　　話］03－5320－4147 ［F　A　X］03－5388－1413

マーク	説明	問合せ
	○オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人口膀胱を保有する方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人日本オストミー協会 ［電　　話］03－5670－7681 ［F　A　X］03－5670－7682
	○ハート・プラスマーク 身体内部に障害がある方を表すマークです。心臓やじん臓などの内部障害や内部疾患は外見からわかりにくいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。	内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会 ［電　　話］080－4824－9928 ［E メール］info@heartplus.org
	○ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。	東京都福祉局障害者施策推進部計画課 ［電　　話］03－5320－4147 ［F　A　X］03－5388－1413

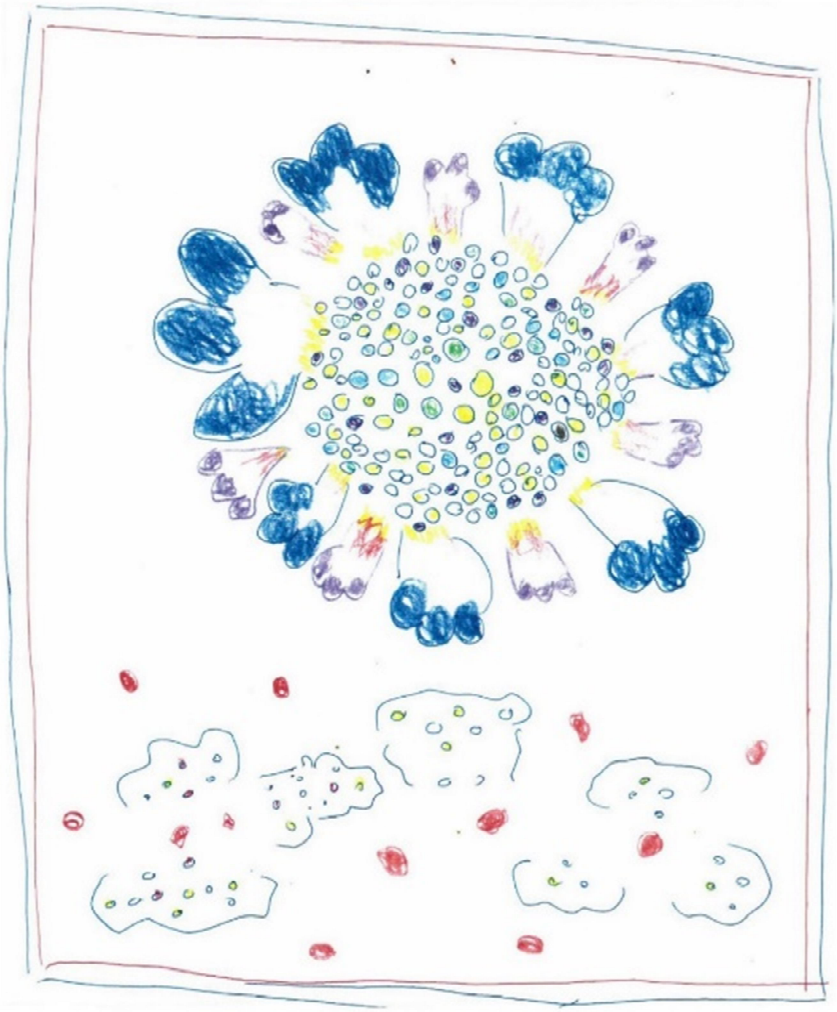

デジタル障害者手帳

MIRAIRO ID

MIRAIRO ID
ミライロ ID 検索

ミライロIDで、障害者手帳の確認をスムーズに！
外出する障害者、向き合う事業者、全ての方の便利をミライロIDが実現します。

ミライロIDで確認できる項目

1 手帳の種類　2 旅客運賃減額　3 マイナポータル連携の有無

身体障害者手帳の画面

精神障害者保健福祉手帳の画面

療育手帳の画面

POINT 1
手帳画像をパッと拡大！

POINT 2
手帳の切り替えも簡単！

手帳の詳細情報の確認方法

左上のメニューマークをタップ

手帳欄の下矢印をタップ

「手帳情報を確認する」をタップ

手帳の詳細はここで確認！

画面確認の際の注意項目

手帳の種類によって、表示される項目が異なります。画面を確認する際は、ご注意ください。

	身体	精神	療育
旅客運賃減額	1種／2種	なし	1種／2種
マイナポータル連携	連携済　未連携　申請中	連携済　未連携　申請中	連携済　未連携　申請中

※手帳画面が光る仕様になっています。　※連携済みのキャラクター（マイナちゃん）はアニメーションになっています。

ミライロID利用～確認の流れ

ユーザーは、以下の手順でミライロIDを利用しています。
事業者の皆さまは、ユーザーが提示する手帳画面をご確認ください。

事前に…

1 アプリをインストール

ミライロID

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

2 アプリの指示に従って障害者手帳を撮影

3 審査通過後、障害者手帳の登録完了

窓口にて

※事業者の皆さまは下記をご確認ください

4 アプリを起動

5 窓口でホーム画面を提示

6 画面内容を確認

- ミライロIDの登録には、障害者手帳が必要となっています。
- ミライロIDでの確認が難しい場合は、障害者手帳の提示を依頼してください。
- アプリが最新でない場合、正しく表示されない場合があります。
- 本マニュアルは、2022年2月25日時点の内容です。内容は、予告なく変更になる場合があります。

Q&A

よくある質問を掲載しています。
こちらからご確認ください。

ミライロID　ヘルプセンター

お問い合わせ

ご質問やご相談は、こちらから
ご連絡ください。

support@mirairo-id.jp

株式会社ミライロでは「障害者」と表記しています。「障がい者」と表記すると、視覚障害のある方が利用するスクリーン・リーダー（コンピュータの画面読み上げソフトウェア）では「さわりがいしゃ」と読み上げられてしまう場合があるためです。「障害は人ではなく環境にある」という考えのもと、漢字の表記のみにとらわれず、社会における「障害」と向き合っていくことを目指します。

事業別対象者早見表

○印はおおむね全てが対象となり、△印は一部のみが対象となっています。
○△いずれについても、本文をご参照ください。

区分	本文ページ	事業	愛の手帳				身体障害者手帳						身体障害者手帳																脳性まひ	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者保健福祉手帳			所得制限	市の窓口
							視覚障害						聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害					肢体不自由						内部障害								1級	2級	3級		
			1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級								
日常生活の支援	P31	補装具費の支給					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△				有り	障害福祉課
	P31	中等度難聴児補聴器購入費助成	本文参照																																	
	P32	日常生活用具費の助成	本文参照																																	
	P42	地域活動支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○		ー
	P42	日中一時支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△		障害福祉課
	P42	訪問入浴サービス					△	△					△					△	△					△	△										
	P43	東京都心身障害者(児)等一時保護事業(在宅)					○	○					○					○	○																
	P43	東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	△	△														△	△																ー
	P43	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業	△	△														△	△																障害福祉課
	P47	生活福祉資金の貸付	本文参照																																ー
	P44	地域福祉権利擁護事業	本文参照																																ー
	P45	成年後見制度利用促進事業	本文参照																																ー
	P45	コミュニケーション支援者の派遣											△	△	△	△	△																		ー
	P46	図書館の読み書きに関するサービス	本文参照																																図書館
	P46	点字図書製作・貸し出し					○	○	○	○	○	○																							ー
	P46	希望点字図書製作					△	△	△	△	△	△																							ー
	P47	声の図書製作・貸し出し					○	○	○	○	○	○																							ー
	P47	希望声の図書館					△	△	△	△	△	△																							ー
	P47	視覚障害者用図書レファレンスサービス					○	○	○	○	○	○																							ー
	P48	点字図書購入費の助成					△	△	△	△	△	△																							障害福祉課
	P48	点字録音刊行物作成配布					△	△	△	△	△	△																							ー
	P48	広報ひの(点字版・デイジー版)					○	○	○	○	○	○																							市長公室
	P48	広報東京都(点字版・テープ版・デイジー版)					△	△	△	△	△	△																							ー
	P48	都議会だより(点字版・テープ版・デイジー版)					○	○	○	○	○	○																							ー
	P48	聴覚障害者向け映像ライブラリー事業											○	○	○	○	○																		ー
	P49	点字による即時情報ネットワーク					△	△	△	△	△	△																							ー
	P49	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス					△	△	△	△	△	△																							ー
	P49	福祉電話	△	△	△	△							△	△	△	△	△																	有り	障害福祉課
	P50	FAXの貸与及び使用料の一部助成											△	△	△																			有り	
	P50	車椅子の貸出し																○	○	○	○	○	○												ー
	P50	コミュニケーション機器の貸出し											○	○	○	○	○																		ー
	P51	NTTファクス104											○	○	○	○	○																		ー
	P51	電話リレーサービス											○	○	○	○	○																		ー
	P51	ヨメテル											○	○	○	○	○																		ー
	P52	都営住宅の入居	本文参照																																ー
	P52	都営住宅使用料の特別減額	△	△	△		△	△					△					△	△					△	△					△	△	△		有り	ー
	P53	住宅設備改善費の給付																△	△					△	△	△	△			△				有り	障害福祉課
	P53	住宅ストック改修に関する補助金	本文参照																																都市計画課
	P54	日野市障害者グループホーム家賃助成	本文参照																																障害福祉課
	P54	民間賃貸住宅への入居相談窓口(あんしん住まいる日野)	本文参照																																都市計画課
	P55	重度身体障害者等緊急通報システム					△	△					△					△	△					△	△										障害福祉課
	P55	心身障害者(児)一時保護事業(施設)	△	△	△	△	△	△					△					△	△					△	△										
	P55	在宅人工呼吸器用自家発電装置購入費助成事業	本文参照																																
	P56	在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業	本文参照																																ー
	P56	避難行動要支援者情報提供確認	○	○	○	○	○	○					○					○	○	○				○	○					△	○	○			障害福祉課
	P56	日野市防災ガイドブックの配布	本文参照																																防災安全課
	P57	自動車事故被害者への援護制度	本文参照																																ー

※原則として、令和8年4月1日現在の内容で作成しています。法律等の改正により、各種制度や内容について予告なく変更となることもありますので、あらかじめご了承ください。

事業別対象者早見表

○印はおおむね全てが対象となり、△印は一部のみが対象となっています。
○△いずれについても、本文をご参照ください。

区分	本文ページ	事業	愛の手帳				身体障害者手帳 視覚障害						身体障害者手帳 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害					身体障害者手帳 肢体不自由						身体障害者手帳 内部障害				脳性まひ	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者保健福祉手帳			所得制限	市の窓口
			1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級				1級	2級	3級		
手当・年金	P58	特別児童扶養手当	○	△	△		△	△	△				○	○				○	○	○	△			△	△	△					△	△		有り	障害福祉課
	P58	特別障害者手当	△	△			△	△					△					△	△					△	△			△	△		△	△		有り	
	P59	障害児福祉手当	△	△			△	△					△					△	△					△	△			△	△		△	△		有り	
	P59	重度心身障害者手当	△	△			△	△					△					△	△					△	△									有り	
	P60	日野市心身障害者(児)福祉手当	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○							有り	
	P60	児童扶養手当	本文参照																																子育て課
	P61	児童育成手当(育成手当)(都制度)	本文参照																																
	P61	児童育成手当(障害手当)(都制度)	本文参照																																
	P61	国民年金障害基礎年金	本文参照																																保険年金課
	P62	心身障害者扶養共済制度	○	○	○	○	○	○	○				○	○				○	○	○				○	○	○		△	△	△	△	△	△		障害福祉課
	P62	ちょこっと共済(東京都市町村民交通災害共済)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		防災安全課
医療費の助成	P63	自立支援医療(更生医療)					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							有り	障害福祉課
	P63	自立支援医療(育成医療)					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							有り	
	P64	自立支援医療(精神通院医療)																													△	△	△	有り	
	P64	小児精神障害者入院医療費助成	本文参照																																
	P65	心身障害者医療費の助成(マル障)	○	○			○	○					○					○	○					○	○	○					○			有り	
	P65	後期高齢者医療制度	○	○			○	○	○				○	○	△			○	○	○	△			○	○	○					○	○			保険年金課
	P66	難病医療費助成																												○					障害福祉課
	P66	特殊医療費助成																						△											
	P67	小児慢性特定疾病医療費助成	本文参照																																
	P67	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	本文参照																																
	P68	肝がん・重度肝硬変医療費助成	本文参照																																
社会参加	P69	JR・私鉄運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P69	多摩都市モノレール	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								ー
	P70	民営バス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		障害福祉課
	P70	航空・旅客船・フェリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P70	都営交通(電車・バス・地下鉄)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		障害福祉課
	P70	タクシー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P70	日野市福祉タクシー利用券	○	○	○		○	○	○				○	○				○	○	○				○	○	○					○				障害福祉課
	P71	日野市自動車ガソリン給油券	△	△	△		△	△	△				△	△				△	△	△				△	△	△					○				
	P71	有料道路通行料金割引	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	P71	福祉有償運送	本文参照																																ー
	P72	自動車運転免許取得費の助成	○	○	○	○	○	○	○				○	○				○	○	○	△	△		○	○	○	○							有り	
	P72	自動車改造費の助成																△	△															有り	障害福祉課
	P73	駐車禁止規制の適用除外	△	△			△	△	△	△			△	△				△	△	△	△			△	△	△					△				ー
	P74	移動支援	○	○	○	○												△													○	○	○		障害福祉課
	P74	盲ろう者通訳・介助者派遣	本文参照																																ー
	P74	身体障害者補助犬の給付	本文参照																																障害福祉課
	P75	東京都障害者スポーツ大会	本文参照																																ー
	P75	東京都障害者休養ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P75	日野市障害者訪問学級	本文参照																																生涯学習支援課
	P76	日野市内公共施設の使用料(入館料)免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P76	新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣の入館料免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ふるさと文化財課
	P77	都立公園等の無料入場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P77	都立公園等の無料入場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー

※原則として、令和8年4月1日現在の内容で作成しています。法律等の改正により、各種制度や内容について予告なく変更となることもありますので、あらかじめご了承ください。

事業別対象者早見表

○印はおおむね全てが対象となり、△印は一部のみが対象となっています。
○△いずれについても、本文をご参照ください。

区分	本文ページ	事業	愛の手帳				身体障害者手帳 視覚障害						身体障害者手帳 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害					身体障害者手帳 肢体不自由						身体障害者手帳 内部障害				脳性まひ	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者保健福祉手帳			所得制限	市の窓口
			1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級				1級	2級	3級		
	P77	都立文化施設の無料入場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P77	海上公園等の無料入場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P77	公共駐車場の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー
	P78	粗大ゴミふれあい収集					△	△					△					△	△					△	△										ごみゼロ推進課
	P78	投票に係る支援	本文参照																																選挙管理委員会事務局
税金の軽減・各種割引	P82	住民税における障害者控除	本文参照																																市民税課
	P82	住民税の非課税	本文参照																																市民税課
	P82	所得税控除、贈与税の非課税、相続税の減額	本文参照																																ー
	P83	利子等の非課税	本文参照																																ー
	P83	自動車税（環境性能割・種別割）の減免	本文参照																																ー
	P84	軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免☒	本文参照																																市民税課
	P84	住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置	本文参照																																資産税課
	P85	個人事業税の減免	本文参照																																ー
	P85	放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	有り	障害福祉課
	P86	郵便料金等の障害者向けサービス	本文参照																																ー
	P86	通常はがき（青いはがき）の無料配布	○	○			○	○					○					○	○					○	○										ー
	P86	ふれあい案内（電話番号案内免除措）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○												○	○	○		ー
	P87	市営駐輪場の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		ー

※原則として、令和8年4月1日現在の内容で作成しています。法律等の改正により、各種制度や内容について予告なく変更となることもありますので、あらかじめご了承ください。

索引

あ 愛の手帳(東京都療育手帳) P20
い 一時預かり事業(どれみ) P91
一時保育 P91
移動支援 P74
医療的ケア児への支援 P93
お オストメイト社会適応訓練 P81
か 介護保険制度と障害福祉制度について P29
海上公園等の無料入場 P77
学童クラブ入所に関すること P92
肝がん・重度肝硬変医療費助成 P68
き 希望声の図書館 P47
希望点字図書製作 P46
く 車椅子の貸出し P50
け 軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免 P84
権利擁護センター日野 P17
こ 公益財団法人東京しごと財団 P89
後期高齢者医療制度 P65
公共駐車場の割引 P77
航空・旅客船・フェリー P70
喉頭摘出者発声訓練 P80
広報東京都(点字版・テープ版・デイジー版) P48
広報ひの(点字版・デイジー版) P48
声の図書製作・貸し出し P47
国民年金障害基礎年金 P61
国立障害者リハビリテーションセンター P97
個人事業税の減免 P85
子育てサークル「ぞうさんの会」 P95
子育てひろば P95
子どもオンブズパーソン P18
子どもなんでも相談 P13
コミュニケーション機器の貸出し P50

コミュニケーション支援 P45
さ サービス事業所の検索について P29
サービスを利用するための手続きの流れ(障害児の場合) P27
サービスを利用するための手続きの流れ(障害者の場合) P25
在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業 P56
在宅人工呼吸器用自家発電装置購入費助成事業 P55
し 市営駐輪場の減免 P87
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス P49
視覚障害者のための家庭生活訓練など P80
視覚障害者用図書レファレンスサービス P47
事業別対象者早見表 P111
児童育成手当(育成手当)(都制度) P61
児童育成手当(障害手当)(都制度) P61
自動車運転免許取得費の助成 P72
自動車改造費の助成 P72
自動車事故被害者への援護制度 P57
自動車税(環境性能割・種別割)の減免 P83
児童扶養手当(国制度) P60
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業 P43
住宅設備改善費の給付 P53
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置 P84
住宅ストック改修に関する補助金 P54
重度身体障害者在宅パソコン講習 P81
重度心身障害者手当 P59
重度心身障害者等緊急通報システム P55
住民税における障害者控除 P82
住民税の非課税 P82
障害児通所支援 P26
障害児入所支援 P26
障害児福祉手当 P59
障害者スポーツセンター P98
障害者総合支援法の対象となる難病 P30
障害者に関するシンボルマーク P101
障害福祉ガイドの点字版・音声版(デイジー版)について P 1

障害福祉サービス P23
障害福祉サービス等の体系 P22
障害を理由とする差別に関する相談窓口 P17
小児精神障害者入院医療費助成 P64
小児慢性特定疾病医療費助成 P67
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 P94
所得税控除、贈与税の非課税、相続税の減額 P82
知りたい情報の探し方 P 1
自立支援医療(育成医療) P63
自立支援医療(更生医療) P63
自立支援医療(精神通院医療) P64
心身障害者医療費の助成(マル障) P65
心身障害者(児)一時保護事業(在宅) P43
心身障害者(児)一時保護事業(施設) P55
心身障害者扶養共済制度 P62
新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣の入館料免除 P76
身体障害関連団体 P15
身体障害者相談員・知的障害者相談員 P16
身体障害者手帳 P20
身体障害者補助犬の給付 P74
せ 生活福祉資金の貸付 P44
精神障害者保健福祉手帳 P21
日野市少年学級 P99
成年後見制度利用促進事業 P45
全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ) P99
そ 相談支援事業 P28
粗大ごみふれあい収集 P78
た タクシー P70
多摩都市モノレール P69
ち 地域活動支援センター P42
地域福祉権利擁護事業 P45
駐車禁止規制の適用除外 P73
中等度難聴児補聴器購入費助成 P31
中途失聴者・難聴者手話講習会 P80

聴覚障害者向け映像ライブラリー事業 P48
聴力障害者情報文化センター(相談事業) P16
聴力障害者情報文化センター(文化教養講座) P97
ちょこっと共済(東京都市町村民交通災害共済) P62
つ 通常はがき(青い鳥はがき)の無料配布 P86
て デジタル障害者手帳(ミライロID) P21、P104
手をつなぐあんしん相談(旧青年期相談室) P16
点字図書館 P96
点字図書購入費の助成 P48
点字図書製作・貸し出し P46
点字による即時情報ネットワーク P49
点字録音刊行物作成配布 P48
電話リレーサービス P51
と 東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業 P43
東京障害者職業センター多摩支所 P88
東京障害者職業能力開発校 P89
東京都障害者休養ホーム P75
東京都障害者スポーツ大会 P75
東京都障害者福祉会館 P99
東京都心身障害者福祉センター P10
東京都多摩難病相談・支援室 P12
東京都読話講習会 P80
東京都難病相談・支援センター P12
東京都難病ピア相談室 P13
東京都発達障害者支援センターおとなTOSCA P11
東京都発達障害者支援センターこどもTOSCA P12
東京都福祉局 P10
東京都福祉局八王子児童相談所 P14
東京都保健医療局 P10
東京都保健医療情報センター「ひまわり」 P17
東京都南多摩保健所 P11
東京都立心身障害者口腔保健センター P99
東京都立多摩総合精神保健福祉センター P11
投票に係る支援 P78

都営交通(電車・バス・地下鉄) P70
都営住宅使用料の特別減額 P52
都営住宅の入居 P52
都議会だより(点字版・テープ版・デイジー版) P48
特殊医療費助成 P66
特別支援教育就学奨励費 P93
特別支援教育に関すること(就学相談・転学相談など) P92
特別児童扶養手当 P58
特別障害者手当 P58
図書館の読み書きに関するサービス P46
豊田駅北口ショップ「わーく・わーく」 P100
都立公園駐車場の無料利用 P77
都立公園等の無料入場 P77
都立文化施設の無料入場 P77
な 難病医療費助成 P66
に 日常生活用具費の助成 P32
日中一時支援 P42
認可・認可外保育施設 P91
ひ 避難行動要支援者情報提供確認 P56
日野市健康課 P14
日野市高次脳機能障害者支援センター「つくし」 P15
日野市子ども家庭支援センター P13
日野市自動車ガソリン給油券 P71
日野市社会福祉協議会 P17
日野市障害者グループホーム家賃助成 P54
日野市障害者就労支援センターくらしごと P88
日野市障害者能力開発チャレンジ支援事業「わーくあっぷ」 P88
日野市障害者訪問学級 P94
日野市障害福祉課 P 9
日野市青年・成人学級 P94
日野市心身障害者(児)福祉手当 P60
日野市相談支援事業の窓口 P 9
日野市内公共施設の使用料(入館料)免除 P76
日野市発達・教育支援センター(エール) P14

	日野市福祉タクシー利用券	P70
	日野市防災ガイドブックの配布	P56
ふ	福祉オンブズパーソン	P18
	福祉電話	P49
	福祉有償運送	P71
	ふれあい案内(電話番号案内免除措置)	P86
ほ	放送受信料の減免	P85
	訪問入浴サービス	P42
	補装具費の支給	P31
	本文中にある(身)(知)(精)(難)マークについて	P 1
み	未就学児への支援	P92
	南多摩高次脳機能障害者支援センター	P15
	民営バス	P70
	民間賃貸住宅への入居相談窓口(あんしん住まいる日野)	P54
	民生委員・児童委員	P19
も	盲人ホーム	P97
	盲ろう者通訳・介助者派遣	P74
や	ヤングケアラー支援	P19
ゆ	郵便料金等の障害者向けサービス	P86
	有料道路通行料金割引	P71
よ	ヨメテル	P51
り	利子等の非課税	P83
	利用者負担(障害福祉サービス・障害児通所支援)	P28
B	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	P67
F	FAX の貸与及び使用料の一部助成	P50
J	JR・私鉄運賃	P69
N	NTT ファクス 104	P51

日野市障害福祉ガイド

令和8年8月発行
発行：日野市障害福祉課

日野市障害福祉課
〒191－8686
日野市神明１－12－1
電　　話 042－585－1111（市役所代表）
042－514－8489（援護係直通）
042－514－8485（福祉係直通）
042－514－8991（差別解消推進係直通）
Ｆ　Ａ　Ｘ 042－583－0294
Ｅメール syogaif@city.hino.lg.jp

社会福祉法人日野青い鳥福祉会あおいとりの利用者ほか日野市民の個人の方よりご提供いただいたイラストを使用しております。

掲載内容について無断で複写・転載することはご遠慮ください。